

第21回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和4年9月13日（火）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

内記町長並びに柿崎教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は、学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の順に審査を行います。

学務課、生涯学習課、建設課は認定第1号 令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算が審査の対象となります。

上下水道課の審査は、認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の2特別会計と認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算が審査の対象となります。

それでは、学務課の審査を行います。学務課が所管する2款総務費、3款民生費、10款教育費について、学務課長から事業の説明を求めます。

学務課長。

学務課長 おはようございます。教育委員会学務課が所管する主な決算の内容についてご説明いたします。

初めに、出席しております学務課職員を紹介させていただきます。主査、大島広美です。主任、高橋雅仁です。そして、私、学務課長の照井です。よろしくお願いたします。

それでは、皆様に配付しております学務課を抜粋した決算書で説明させていただきます。

歳出の2ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費、24節教育施設整備基金積立金5,000万円は、今後の教育施設の整備のため、基金積立てを行ったものです。令和3年度末の基金現在高は2億1,102万7,000円となっております。

次に、西和賀高校魅力化支援基金積立金1,000万円は、今後の西和賀高校生の生徒確保対策を展開するための基金積立てを行ったものです。令和3年度末の基金現在高になりますけれども、2,227万3,000円となっております。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料について説明いたします。学童保育業務委託料1,008万8,000円ですが、保護者が仕事等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に、授業終了後の生活の場の提供等を行っているもので、社会福祉協議会に運営を委託しております。令和3年度利用者数ですが、湯田学童クラブ、利用実人数37人、延べ利用人数2,900人、沢内学童クラブ、利用実人数25人、延べ利用人数2,788人となっております。開所日数はいずれも292日です。

次に、病児保育業務委託料590万5,000円ですが、病気のために集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しているものです。委託先はさわうち協立診療所です。新型コロナウイルス感染症の衛生管理効果であると考えられますが、風邪やインフルエンザ等の罹患による利用者が少なく、年間利用者数は35人とどまっております。

次に、保育所措置委託料、湯本保育園3,626万2,890円、入所措置人数は令和4年3月末現在

で27人です。その下の川尻保育園は3,390万3,470円、入所措置人数は27人。広域入所分は220万1,400円、入所措置の人数は3人で、入所先ですけれども、雫石町、北上市の保育所となっております。

続いて、18節、にしわが愛児会補助金158万8,000円ですが、にしわが愛児会の円滑な運営を図るため、本部会計に対し補助を行っているもので、経理担当事務職員の雇用に係る人件費分の経費補助を行ったものです。

その下の私立保育所等副食費補助金151万2,180円は、令和元年10月から保育料は無償化となりましたが、副食費については無償化の対象とはなりません。西和賀町では、子育て支援として、国の基準で免除対象とならない3歳以上児の副食費に対しても無償化を行っておりますので、愛児会さんに収入が入ってこない分を補助金として1人当たり月額4,500円を限度に補助したものととなります。

それでは次に、10款教育費に係る主な決算内容について説明申し上げます。8ページをお開き願います。10款1項2目事務局費、7節報償費、講師謝礼112万4,032円は、西和賀高校魅力化支援事業の学習支援対策として行っている小論文講座や、休日の課外授業の講師謝金となっております。

下段になります。12節委託料、学生寮施設調査及び基本設計業務委託料115万5,000円ですが、西和賀高校学生寮整備のため建物等の寄附の申出がありました施設の調査及び学生寮として利用するために整備を行った場合の改修費等の積算を行ったものです。この調査報告を受けて検討した結果、施設利用は断念することとなりましたが、今後の対応としては、新たに学生寮整備事業費補助金制度を設けさせていただき、民間事業者等の協力を得る形で、学生寮整備を行っていきたいと考えております。

次に、もう少し下になりますが、西和賀高校魅力化推進ビジョン策定業務委託料158万

4,000円ですが、これまでの西和賀高校への魅力化支援策の検証、西高生及び保護者の意識調査等を行い、今後の魅力化支援施策のビジョン作成を行ったものです。今後の重点的な取組の方向性としては、生徒及び保護者から満足度が非常に高い個々を大切にしている学習支援体制の継続のため、学習環境を支えるサポートスタッフの拡充が必要であること。また、中学生及び保護者に対する効果的な情報発信の拡充が必要であること。充実した高校生活に向けた地域でのサポート体制の拡充を図ること。具体的には、町内事業者との連携や交流により、西和賀を知る、仕事を学ぶことで、後継者育成面や魅力ある学習メニューの提供を図っていくなどが挙げられております。このビジョン内容を基に、今後の生徒確保活動につなげてまいりたいと存じます。

次に、10ページ中段になります。18節負担金、補助及び交付金、西和賀高校魅力化支援事業補助金380万6,640円の内訳ですが、大きく4つになります。

1つ目は、兄弟姉妹世帯通学費補助が30万4,210円で、内容は兄弟姉妹で西和賀高校に通学する生徒の通学費を助成し、保護者の負担軽減を図ったもので、入学時に兄や姉がいる場合、弟、妹の通学費を全額補助しているものです。3年度の対象者ですが、町外3名となっております。

2つ目は、模試・資格検定試験補助が123万8,150円で、内容は生徒の進学、就職の希望をかなえるための学力向上対策として、模擬試験や資格検定に係る受検費用の一部を助成したものです。

3つ目ですが、給食費補助が131万1,960円で、内容は昼食の副食代に係る経費を助成したもので、1食330円に対し180円を補助、自己負担は150円となっております。月によって変動はありますが、毎回40名程度が利用しております。

4つ目は、語学研修補助が115万2,320円で、

例年オーストラリア・シドニーに西和賀高校生5人、教員1名を派遣する海外派遣事業を実施していましたが、新型コロナの影響により実施することができず、令和3年度は福島県の語学施設で研修を行っております。令和4年1月8日から11日までの3泊4日、講師は全て外国人で対応するブリティッシュヒルズという施設に、生徒10人、引率2人を派遣しました。研修期間は全て英語での会話であり、英語でのコミュニケーション能力の向上をメインに研修をしています。講師先生は明るく、場を盛り上げてくれながらの意欲的な雰囲気の中で、充実した語学研修であったと昨年の受講者からは報告を受けているところです。

続いて、12ページ中段になります。10款2項1目学校管理費、10節修繕料528万4,954円の内容ですけれども、スクールバス車検修繕、大沓スクールバス車庫シャッター屋根塗装等の修繕、除雪機等の修繕となっております。

次に、16ページ中段になります。19節扶助費、準要保護児童援助費171万5,283円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、該当児童20人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品、給食費、修学旅行費、新入学用品等になります。

次に、18ページ中段になります。ここからは中学校費になります。10款3項1目学校管理費、10節修繕料420万5,668円の内容は、除雪機の点検修繕、スクールバスの車検修繕、湯田中学校体育館天井修繕、沢内中学校正面玄関雪囲い修繕等になります。

その下になりますが、14款1項1目から148万5,000円の予備費充用をしております。これは、湯田中学校体育館天井修繕の対応のために行ったもので、3月16日に発生した地震により、天井のグラスウール、断熱材ですけれども、を設置しているジョイント金具が落下したことから、今後の安全面を考慮して、足場を組んで落下防止のビス止めを行ったものです。4月は入学式

もあり、早急な対応が必要であることから、予備費で対応させていただいたものになります。

次に、22ページ上段になります。19節扶助費、準要保護生徒援助費158万1,448円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、当該生徒12人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品、給食費、修学旅行費、体育実技用具等になります。

22ページ中段からは、学校給食費となります。決算額としては、西和賀町総合給食センター工事費が主となります。決算附属資料の136ページをお開き願います。下段になります。学校給食調理場整備事業の令和3年度決算は、総額8億5,072万7,000円となります。

ここで、申し訳ありませんが、財源内訳の訂正をお願いします。財源内訳の地方債その他ですが、8億2,470万のところを8億2,213万2,000円、822132に訂正をお願いします。そして、一般財源のほうですけれども、2,602万7,000円を2,859万5,000円、28595に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

主な建設工事費等の内訳ですけれども、建設工事2億9,818万4,000円、機械設備工事2億5,025万円、電気設備工事1億2,052万7,000円、厨房設備工事1億2,540万円で、そのほか厨房事務用品備品、給食運搬車2台、除雪機購入等になります。

続いて、お開きいただいている決算附属資料について若干説明をさせていただきます。決算附属資料の226ページをお開き願います。1の総務関係ですが、(1)、教育委員会議の開催ですが、3年度は定例会を12回開催しております。

(2)、奨学金の貸与状況ですけれども、3年度貸付けは10人、貸付金額は600万円、償還は49人、償還金額は1,008万6,400円となっております。(3)ですが、教員住宅の利用状況ですが、川尻、湯田中、湯本、新町、泉沢、合わせて11戸、全て利用しております。旧教員住宅については、上野々2戸について町内企業にお貸

ししている状況です。

227ページは、3年度の児童生徒数などになりますので、説明は省略させていただきます。

では、抜粋した決算書に戻っていただきます。26ページ以降ですが、こちらにつきましては左上に保育所名を入れておりますが、3保育所ごとの決算となりますので、後でご確認をお願いします。

なお、歳入につきましては、保育料、住宅使用料等において、収入未済はなかったことを申し添えさせていただきます。

以上で学務課の所管する主な決算内容についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 学務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは3点ほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、決算書の歳出の2ページ上段で、先ほど課長からもご説明がありましたが、基金積立金の部分であります。西和賀高校の魅力化支援基金積立金ということで1,000万ということのようではありますが、例えば西高の魅力化基金等の積み増しについての考え方というものがあるが、基金の積み増しをするのか、その辺の確認。

次に、附属資料の130ページ上段の放課後児童健全育成事業ということですが、先ほど説明、湯田学童クラブの児童数、あるいは沢内学童クラブの児童数と利用人数、実の利用人数等については説明があったわけですが、湯田学童クラブが、この実施状況を見ると、児童数37人で、2,900人の実利用ということ、沢内学童クラブが25人で、2,788人の実利用ということですが、決算額においては、大体人数が多いほうが200万ほど少ないような形の決算額になっておりますが、その点に何か特別な要因があるのかということ。

最後に、決算附属資料の133ページの下段、西和賀高校と協働した地域人材育成事業の中で、先ほども魅力化推進ビジョンの策定については課長からお話がありましたが、その魅力化推進ビジョンの策定について少し詳細に説明をいただきたいと思っておりますし、この事業の中では、これまでの取組の検証を行ったということのようではありますが、その検証過程でどういったことが今まで、もちろんよかったこともたくさんあったのだというふうに思いますが、何が駄目だったのか、そして今後どう変えていく、その駄目なところをどう変えていくのかという、その検証はどうされたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、魅力化の基金のほうの1,000万円のことについてお答えさせていただきます。基金積立の考え方の部分になろうかと思っておりますけれども、当初魅力化基金につきましては5,000万円、安定した支援を行っていく上で、積立したその基金を運用して対応していくということでスタートしましたけれども、毎年1,000万ぐらいつの基金の取崩しをしていって、基金の残額が少なくなっていってというところですが、そういった安定的な部分の支援策を講じていくために、この基金の積立金は必要という考え方ですので、この部分につきましては財政のほうと相談にはなるのですが、財政状況を踏まえながら、企画課のほうと相談しながら、安定的な事業展開するための積立を今後も行っていきたいと考えているところです。

続いて、放課後児童クラブ、学童クラブの部分のお答えになります。湯田学童クラブの指導員ですが、2人ということですし、沢内学童クラブのほうは3人ということで、人件費部分の差が大きいということになります。1人部分の差というのは、やはり支援が必要な子がいらっしやいまして、その部分のほうで人手

を増やして対応しているというか、そういった部分になりますので、そこの分はちょっとご理解願えればと思っているところです。

そして、3点目の魅力化推進ビジョンの策定につきましてお答えさせていただきたいと思えます。今まで様々な魅力化の部分の事業展開をしていったわけですが、そこの部分の検証ということで整理をさせていただいて、次どうしたらいいのだというところの部分をもとめさせていただいたものになります。検証に当たっては、実際にその生徒保護者の皆さんからアンケート調査を行ったり、あと学務課職員も対応しましたけれども、実際に通っている生徒さん方、面談で、実際西和賀高校でいいと思っている部分、あとは足りないと思っている部分も含めて、聞き取り等を行いながらまとめたところでした。

先ほどちょっと申し上げたところでしたけれども、やはり一番魅力というか、満足度が高いのは、個別にサポートしている体制がしっかりしているということになりますので、この報告書部分においても、個々にしっかりと見られている学習支援体制の継続をしっかりしていくための施策を講じていかなければならないというところを、報告を受けているところです。具体的にはサポート体制というか、スタッフ、そういった部分を、実際学校の教員数が減っている現状もありますので、そういった部分で、個々の学習を見られない部分を町のほうとしてもサポートしていく体制が必要ではないかということのご指摘を受けているところです。

あとは、やはり情報発信が今まであまり、得意というか、うまくいっていない部分もあったのではないかと。やっぱり集中して、保護者、あと生徒さん方に発信する必要があったのではないかと。そういう部分の拡充というか、もっと効果的な情報発信の仕方を考えていくべきではないかということで、報告を受けているところでした。

あとは、やっぱり地域全体で応援している体制づくり、先ほどちょっと申し上げましたけれども、地元企業とか、そういった部分の協力を得ながら、地域として高校を支えていく体制をもっと進めていったほうがいいということの報告を受けているところです。

これらの報告を受けて、実際これからの魅力化支援対策をさらに講じていきたいと思っているところですし、過去にやってきた部分は、やっぱり必要性があつてやってきた部分はあったのですけれども、ただ時代の流れで必要度の部分が低くなった部分は整理させていただいて、今の事業展開をさせていただいているというところです。いずれ生徒確保に向けて、このビジョン策定の部分、頂いた資料がありますので、これを参考にしながら今後進めていきたいと思えますし、報告書自体についてはお見せすることもできますので、後で必要であれば情報提供もしたいと思っております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 基金、あるいは学童クラブについては理解をしましたが、西高の魅力化についてであります。今の答弁の中で、ビジョン策定の資料は、必要であれば議会にも提供できるというようなお話がありましたが、率先をして、そもそもできた段階で議会にも説明をされるべきではないかなと、私はこう思うわけです。決算において、こういった例えば重要事項については、情報提供されるのが普通ではないかなというふうに思えますので、そういう発言がこの場に出ること、そういう教育委員会の意識なのだなど、少し残念な気持ちになりました。それはそれでよろしいですけれども。

これまでの取組の検証は誰が行ったのか、まずその点についてお聞きしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 大変申し訳ありませんでした。すみません、私の言い方が大変失礼でした。申し訳あ

りません。ビジョンにつきましては、こちらのほうで準備してお示ししたいと考えておりますので、申し訳ありませんでした。

このビジョン策定につきましては、検証の部分につきましては、地域計画さんに委託して実施をしたわけですけれども、地域計画さんと学部課が一緒になって、その内容については、検証について行っている状況でした。一方的に、一方的にというか、お願いしている部分だけではなくて、学務課の中に入って、その作業等で検証等の作業は行ったというところです。

委員長 淀川豊君。

10番 コンサル系に委託をされて、調査をして、担当課の中で検証されたということですが、こういう大きな節目での、次の時代に向けて新たなビジョン等の作成においては、やはり担当課ではなくて、その調査はコンサルに委託するのは結構かと思いますが、その資料を基に検証するということは、第三者的な立場の皆様方にもう少しいろいろ検討をしてもらって、やらない限りは、担当課は今まで自分たちがやってきたことに対して、どれほど検証して、路線を変えていけるかということが甚だ疑問に思うところがあるので、やはり第三者と言われるような人たちに、魅力化委員会でもできないと思うのですよね、自分たちがやってきた道ですから。冷静に検証して、次の目標に向かって進むのがいいのかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

委員長 学務課長。

学務課長 申し訳ありませんでした。ご指摘のとおり、確かに第三者的な面の部分は足りなかったのかなと私のほうも反省しております。今まとめたビジョン策定の部分を、これからの魅力化推進の様々な場で、お示したような形で、意見を聞きながら進めていければなと思っております。そういった部分で、第三者の目というか、そういった部分の意見を受けながら進めていければと思っております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 魅力化推進のビジョンについても説明がありました。今後西和賀高校の魅力化推進は、結局のところどういった方向性というか、どこに向かっていくのかということが、課長の説明を聞くと、向かういろいろな方策だとか方法論についてはよく分かるのですが、結局のところ担当課としては、行政としてはどこを目指していくのかというところが分かりにくいなど、個人的には思いました。私が考えていた、ビジョンと言われる、そういった意味合いからはちょっと違うかなというような気がしております。やはりビジョンですので、広くいろんな人たちに分かりやすい明確な方向性、目標ということで考えていただければなというふうに思いますが、その辺教育長どうですか。

委員長 教育長。

教育長 高校生の募集に関わって、いろいろ取り組んでまいりました。やはり学校現場とか、そういうところからの手応えとすれば、丁寧な指導ができるというのが唯一ほかの学校との差でした。私たちも、小人数規模の学校でありながら、支援員さんを派遣しつつやっていて、ほかのところから入ってくる子供たちに対しては、もう一度きちっと勉強を、今まで中学校の段階までにちょっと十分でなかったところも補いつつ、自信を持たせて、成長させるということが1つだと思いますし、もう一点は、地元の生徒に対しては、やはり教育の機会均等ということで、ほかの学校と比較しても劣らないような教育内容を、コンテンツを準備していくべきだというふうに考えております。ここから、狭い地域なのですが、しっかりとした学びを通して、大人数の中でもきちっと主張できるような子供たちの育成というふうに考えたときに、やはり地元の教材を活用し、歴史を学び、誇りを感じ、そして発言力など、きちっとできるような形でやりたい。例えば講座の中に、IBCのアナウ

ンサーを呼んで、そして発言の仕方を指導してもらっている講座もあります。それから、学習については、英語学習が非常に重点的になっておりますので、高校卒業するまでは準2級を最低で持っていくというような形で、自信をつけさせたいなというふうに思っています。

ほかにも、今回ビジョン作成に当たっては、実際にここの学校を卒業した子供たちが、実社会とか、それからが大学に進んだときに、西和賀高校の学びが十分であったのかどうか、足りないところがなかったのかどうかという声を聞いております。そこを併せて補完していきたいなというふうに思っているところです。

ちょっと長くなりましたが、やはり地元の子供たちにいかに力をつけていくか、それからさらにきちっとした個別指導を通し、ぶん投げるのではなくて、今まで自分ができなかったことを、欲しいものを、ちゃんとこっちが声を聞いて対応できるような形が西和賀高校の大きなビジョンだと考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 おはようございます。公営塾についてちょっとお伺いします。附属資料の133ページ、今教育長さんのほうから英語教育についてありました。令和3年度、様々な面で英語の教育やっていますけれども、成果というか、その辺をちょっと。特に公営塾については、どういうものだったのかということ。

あと、先ほどの訂正、間違いあったのですけれども、これ計算ミスですか、その辺ちょっとお伺いいたします。

それから、抜粋の8ページ、学生寮のことだったのですけれども、115万というか、これも考え方によれば、結構お金かかっていました。これ調査に至るまでの経緯、ざっくり見て、これでは無理だなというような感じはなかったのか、わざわざ調べるぐらいの、その経緯についてお伺いいたします。

それから、ちょうどその下の空き校舎除草業務委託で、これは毎回聞いていますけれども、この予算で果たしてどれぐらいやってきたのか。今後校舎も、場合によっては利用促進するような話ある中で、あまりにも、見る限りちょっとかなと思ってはいますけれども、この20万の中で、どういうことをやってきたのか、その点お伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、それでは公営塾の英語の部分の効果について、お話しさせていただきたいと思います。公営塾のほうで、町のほうで外国人英語講師2人いらっしゃいますけれども、その方々に頑張ってもらって、幼児から大人まで、4コースに分けて、英語の英会話教室を開催させていただいているところです。学校で英語の授業的な部分というよりは、会話を楽しむというか、会話のほうを主体に英語になじむというスタイルでいただいているところです。

受講されている方々からは、非常に講師先生方も明るく、丁寧に教えてくださるということで、好評を得ております。ただ、ある程度固定化というか、受講者の部分、固定化されている部分はありますので、今後PRの部分については課題であるなと思っています。ただ、英語の部分につきましては、西和賀町としても力を入れて取り組んでいく部分と考え、取り組んでいるところですし、これからの英語の部分の結果に結びついてくるものと、私どものほうでは考えているところです。

2つ目の先ほど附属資料の数字の訂正につきましては、申し訳ありませんでした、計算ミスというところでしたので、大変申し訳ありませんでした。

学生寮の調査費の部分になります。これからの生徒確保につきまして、学生寮の整備というのは喫緊の課題であるということで取り組んでまいりましたけれども、女子寮につきましては

確保できて、運営できているという状況でした。ただ、男子学生寮が確保できなくて、苦慮していたところでした。その中で、経緯的には、個人旅館等で引き受けてくださるところがないかということで、こちらのほうでも声がけというか、訪問させていただきながら交渉したところですけども、引き受け手がなくというところで、では町のほうで施設確保をしていくためにはどうしたらいいのだということで検討してまいりました。その中で、町内のほかの施設等もいろいろ調査した、検証したところがありますけれども、その中で旧旅館施設のほうで寄附をしたいという申出もありまして、であれば、町のほう、私どものほうでは最小限の改修でやることのできるのではないかとこの部分もあり、その施設の調査をさせていただいたところでした。結果的には、その調査結果を受けて、施設利用は断念することにはなりましたけれども、今後につきましては新たに民間のほうの協力を得る形で進めていきたいなというところで考えておりました。個人、あと企業さんのほうで引き受けてくださる方がいないかという部分で最初にスタートしたのですけれども、そこで見つからず、そして町のほうで確保するために施設改修、そういった寄附の部分も受けながらできないかということの検討をさせていただきましたけれども、ちょっとその部分は駄目であったということで、今新たな補助制度を設けた形での男子学生寮の確保に動いているという状況にあります。

あと、空き校舎の管理につきましてです。この部分につきましては、空き校舎、地域の方々に年2回草刈りをお願いする形での管理をお願いする費用ということになっておりました。ただ、課題としては、空き校舎の管理部分、場所によっては差もあることですので、そういった統一的な金額でお願いはしているのですけれども、面積的な部分も課題はあると思うので、そういった部分はちょっと見直しを今後図って

いければなと思っているところでした。いずれ空き校舎につきましては、地域の方々のご協力を得ながら、まず草刈り等の作業はお願いしているという状況にあります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 英語に関しては、今は会話をしながら、子供から大人までということでありますけれども、たまたま小学校に行ったときは、普通に英語で会話している場面を見て、すごいなとは思っていました。ここでも、塾のほうでも、やっぱり目的を持って、もし会話ができるのであれば、さらにインバウンド等の中にちょっとお願いするとか、そういうやり方というものもあってもいいのではないかなと思いつつ、その辺もしあればお願いします。

あと、調査なのですけれども、時間がなくて、やらなければならない中で、やはりしっかり調べなければ分からないというようなこともあったと思うのですけれども、ここまでやる必要があったかというのはまずちょっとあります。いざいい勉強したと思うのですけれども、やはり役場というか、町のほうでできることは、何でもかんでも委託すればいいというようなことにはならないと思います、今回の結果を見ても。やっぱりその辺ちょっと調査というのは必要ではないかと思うのですけれども、その辺。

それから、草刈りについても、もうちょっと別のやり方というのがあると思うのですけれども、そういうことも考えてみたらいいと思うのですけれども、地域に任せた、あとは職員行って刈る、それで今の状態だということは、非常にうまくないのではないかと思いますけれども、その辺。いろいろなやり方はまだまだたくさんあると思うので、それちょっと考えてみたらどうですか。

委員長 教育長。

教育長 まず、私のほうから、インバウンドとかについてですけども、会話中心で今進めてい

ますが、先ほど課長がおっしゃったように、固定化されているので、広がりがちよっとなくなっています。ただ、学校、小学校、中学校に行きますと、やはり授業自体が、結構英語を使いながら授業展開しているという傾向がありますので、今後インバウンド等含めて、例えば観光案内図を英語で記録してみるとか、そういう学習は総合的な学習も含めて広がる可能性はあるなと思いますので、公営塾のみならず、やはり学校教育と連携を図ることが必要ではないかなというふうに思っているところです。

それから、2点目の、まず町のほうでも頑張らなければいけないということ、そのとおりと考えております。ただ、今回の場合は、実際いろんな施設を訪問したときに、町でやるには非常に負担というか、それを押しつけるわけではありませんけれども、例えば葛巻であれば、24時間体制をつくるために8人の支援員さんを町で雇って、見ていただいている。それから、建物の管理についても、かなりの経費がかかっているということを考えたときに、今回の件に関わっては、協力できるところがないかとこれから募集するわけですけれども、私たちのやることと、それから民の力をお借りしながら、みんな、町全体で盛り上げていくような形を取るためには、まず1つの方法かなと思って、今回このような形にさせていただきました。

委員長 学務課長。

学務課長 空き校舎の管理につきましては、やはり課題の部分ですので、今後その方向性については、ちょっと今どうするのだというところは申し上げられる状況にはありませんけれども、やり方の部分は別な方法も含めて検討させていただければと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも3点。今公営塾の話が出たのですけれども、同じく公営塾の運営について、沢内地区は老人福祉センターで引き続き行われているようなのですけれども、改築に伴って場所

が狭くなって、集まる人数が少ないとかという、そういうことはなかったのかという点が1点。

あとは、西和賀高校を対象とした外部講師による学習支援も行っているようです。特に平日の夕方、西和賀高校生が高校からまちなか交流館まで行って、沢内地区の子供たちはまた西和賀高校まで戻ってこなければいけないと。その時間を考えると、多分40分、50分ぐらいかかるのではないかな。その時間がどうしてももったいないのではないかなというのと、あとバスの時間に間に合わないとかというような話も聞きますので、土日、休みの日にまちなか交流館で行うことは、それはいいと思うのですけれども、平日、放課後について、まちなか交流館、まちなか交流館は西和賀高校のいろんな支援のために改築された部分があるのでしょうかけれども、平日についてのそういう問題点というか、そういうのは把握されていないのかというのが1つ。

あと、抜粋資料のちょうど公営塾の下にあります地域人材育成事業の中で、令和3年度から県外募集を始めたということで、専門の方を任用していると。昨年度行った中での手応えについてはどのように捉えているのか。

あとは、先ほど課長から説明ありました奨学金の貸与について、コロナ禍で様々生活困窮の方もいると思うのですけれども、前年度に比べて貸与の状況、あとは償還について、前年度と比べて3年度増えたとか、そういう点について、人数の変化とか金額の変化があるのかについてお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、公営塾の部分でお答えさせていただきたいと思います。英会話教室の大人会場の沢内会場の部分のお話がありましたけれども、会場の部分が替わって、人数の変更あったとは、私のほうでは感じているところではありませんでした。

あと、まちなか交流館の部分への移動というか、そういった部分のお話がありました。例え

ばですけれども、1年生が学校で、2年生がまちなか交流館というところで、会場がダブったりするところがある場合、まちなか交流館で片方はやって、片方が学校でやるというケースもあります。ただ、その移動の部分につきましては、確かに学校さんのほうからもいろいろ要望を受けているところですので、ただ公営塾事業、まちなか交流館で行う部分の事業としてまず事業展開している部分もありますので、その部分はちょっと学校さんと今後いろいろ協議しながら、進めていければなと思っているところです。

あと、県外募集の部分でした。専門員を設けて、まず募集のほうを力入れているところですが、今年度から、全国で同じように県外募集をしている高校さん、98校が加盟している地域・教育魅力化プラットフォームというところがあるのですけれども、そこに加入して、一緒に全国でそういった興味のある生徒さん方に、オンラインですけれども、PRをしている状況です。6月から月2回ずつ行っているのですけれども、この県外募集の専門員の方にそのPR資料を作成していただいて、そういったオンラインでのPR等も積極的に行っている状況でした。実際に関東方面とか、あと東海方面のほうの生徒さん方から、興味を持って、こっちに来たいという話や、今後東京での説明会もあるのですけれども、そういった部分に来たいというお話を受けているところもございます。そういうふうに関心を示して、問い合わせいただいている部分はありますけれども、こちらのほうの部分で感じているところでは、中学3年生というわけではなくて、ある程度まだ選択の期間がある中学1年生、2年生からの問合せが多いのかなと思っているところでした。いずれ県外募集の受入体制整備推進員の方にも頑張っていたきながら、そういったPR活動に努めているというところになります。

すみません。奨学金の部分は、前年度、整理

した資料を改めてお示ししたいと思います。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 県外募集についてですけれども、まだ実績として、実際に西和賀高校を受験されていない状況で、事業を始めたばかりということもあるのでしょうか、今年入学した1年生は、多分半分近く北上地域からということで、これは前からそういう傾向にはあるのですけれども、この議会中にもあったのですけれども、北上市は今大きな企業が来て、非常に人口が減らず、県内の中でも第2の都市になっているという状況です。先ほどから学習に対する個人対応とかという話あるのですけれども、98校加盟している中で、子供たちが、ではその98校の中で西和賀高校に来たいと、西和賀高校のほかの97校にないものは何かというものを示さないと、なかなか子供たちに選んでもらえるというのは厳しいのではないかなと。そういう業者というか、お願いするのはいいのですけれども、PR資料もお願いするのはいいのですけれども、西和賀高校にあるのはこれなのだ、そういうものをどういうふうに捉えて今後やっていこうと思っているのかということ、先ほど言いましたように、北上地区、町外の募集についても、ここでの対応ということはできるのか、その点についてお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 県外募集の部分についてお答えさせていただきますと思います。やはり西和賀高校の魅力というか、そのPRのポイントについては、落ち着いた環境で、個々を大事にしている、その学習支援体制がしっかりしているというところ。あと、その部分を含めて、公営塾体制があるところ。あと、ボート等、錦秋湖を生かした特色ある部活動を展開しているところ。あと、県外募集を進めているうちで興味を示しているような形でのコメントがあるのは、雪の環境というか、そういった部分についても興味があっ

て、お話をいただいているようなところがあります。いずれ西和賀高校につきましては、自然環境の中で、落ち着いた環境の中で、個々を大事にして過ごせる環境、学習支援体制があって過ごせるというところが大きな魅力になると思っております。

先ほどもお話があった県外募集の受入体制整備推進員につきましては、西高さんにも半分在籍していただいて、半分学務課に来てということで、連携強化の部分も含めてお願いしている状況ですので、そういった部分を生かしながら、高校さんとの連携も重視しながら進めていければなと思っております。

あと2点目のところですが、県外募集が町外……ちょっとすみません、もう一度その部分、説明をお願いできればと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 今課長言われたように、専門員の方が西和賀高校に入りながら、町外募集にも対応しているというのであれば、それはそれで、そちらのほうにも力を入れるべきではないかということです。

先ほど西和賀高校の魅力を話しされたときに、やはり全国どこの中山間にもありがちな話ではないかなというふうに思います。本当にここにしかないものは何かということをもう少し、先ほどのビジョンの策定にも関わることだと思うのですが、県外から募集するというのであれば、もう少し絞った中で、子供たちが興味を示せるようなものは何かというのをもう少し、ここだけのものとは何なのかというのをちょっと絞っていただきたいと思っておりますし、私はそれよりもいいですか、今までの実績のある北上地域、人口が増えているというか、ほかの市町村に比べて減っていない状況のようです。人が増えれば増えただけ、いいこともあれば、やはりデメリットの部分もあると思います。そういう面で、大きな学校になじめない子供たちとか、そういう子供たちにとって西和賀高校の

魅力というほうが現実的ではないかなと思うので、県外募集に取り組むという体制で事業を始めたばかりで、すぐ停止ということはないでしょうけれども、今まで行っている町外募集、そちらのほうのシフトをもっと強めながら、特に北上地域が人口が増えているという状況を考えて、やはり今までの実績とか、今までのつながりとか、そういうのを考えたときには、より現実味のある対策を取っていただきたいと思っております。現時点で、もしコメントがあればお聞かせ願いたいと思っております。

委員長 教育長。

教育長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。やはり私たちも、呼ぶからにはほかと違ったものが絶対必要だということで、何かないかと一生懸命探してまいりましたし、役場の各課に提案できるような学びがないかということでお話ししたところ、やはり、地域挙げてのユキノチカラのブランドを使うこととか、演劇とか、それからボートとか、そういうところが出てきました。あと1つは、今西和賀高校がやっている一人一人に丁寧な対応です。それをいろいろ混ぜながら、そのプラットフォーム、県外募集に関わる学校説明会でやってきました。それは、先ほど言った推進員と私たちのほうで作成をし、6分のビデオをつくったり、進めてきたところなんです。

それで、あるところから、先日は父親と母親と本人がリモートで、西和賀高校にすごく興味があるということで対話したわけですが、何でも西和賀ですかという質問もしました、逆に。そうしたところ、やはり環境がよくて、自然が豊かで、そして丁寧に指導してくださるところに魅力に惹かれて、今回このプラットフォームに入ってきましたということをご両親がおっしゃいまして、今月の末か11月に訪問したいというお話もいただいております。まだまだ、1、2年生ということで、3年生はもう昨年のうちから大体決まってきていて、絞ってきてい

ると思いますので、1、2年生のところでそういう声が出てきたので、本当は3年生に来てほしかったのですけれども、そういう積み重ねを今後していきながら、それから皆さんからいろんな意見をいただきながら、我々もちょっと覚悟を持って、これだというものを構築してまいりたいなというふうに思っています。現在試行錯誤で、頑張りたいと思っています。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 2点ほどお伺いをします。

先ほど学童保育で隣の方が質問されましたけれども、この中で1、2年生の子供さんたち、湯田、沢内、何人ぐらいずついるか、ちょっとお聞きをします。

委員長 学務課長。

学務課長 学童クラブの1、2年生の人数ということでお答えさせていただきます。湯田学童ですけれども、11人、沢内学童、14人の人数となっております。

委員長 早川久衛君。

9番 私なぜこれを聞いたかという、学務課長、先ほど手間暇がかかって、結構沢内さんのほうは人数が、指導員が3人だということをはっきりと言いましたので、実はこれの1人当たりの換算をすれば、湯田と沢内では、沢内は倍かかっているのです。湯田は10万台、それから沢内は24万かかっているわけで、そのために1、2年、小学校に入ったらそんなに手間暇かかる、保育園であればこれはかなり、幼児であれば手間暇もかかるけれども、小学校にはそんなに手間暇のかかる方がいればおかしいなということで、ちょっと今聞いているわけですので、その辺何か訳あるのでしょうか。

(休憩の声)

委員長 暫時休憩します。

午前10時39分 休 憩

午前10時40分 再 開

委員長 再開します。

学務課長。

学務課長 学童保育につきましても、指導員の方、湯田のほうは2人、沢内のほうは3人ということで、その部分で経費が違っている部分になります。3人というのは、やはり支援が必要な子がいらっしゃるという状況で、1人増しているという状況ですので、ご理解を願えればと思います。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 次に移ります。抜粋の136ページですか、附属資料の。

委員長 附属ですね。

9番 附属資料の136、この中で給食センター8億5,000万かかっているわけなのだけれども、ところが、全部下のほうを計算すると8億500万で、四千四、五百万の残が残るのですけれども、その大きな、金額が結構大きいものだから、その内訳を聞きたいと思っています。

委員長 学務課長。

学務課長 この136ページの主な事業実績のところ以外の部分で、給食運搬車2台購入させていただいておりますし、あとハンドガイド除雪機械の購入もあります。あとは、湯田小、湯田中の給食の搬入口の整備もさせていただきましたので、その経費もありますので、それを足すと8億5,000万になるという形になります。

委員長 早川久衛君。

9番 この決算書から私拾ってみると、2,000万ぐらいにはなるのです。まだ2,000万ぐらいちょっと足りなくて、その辺はもう少し分かるようにできないのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、申し訳ありません、一覧というか、まとめさせていただいたものをあしたの総括のときに配付させていただくことでよろしいでしょうか。

委員長 早川久衛君。

9番 それで結構ですけれども、やっぱり決算

書ですから、ある程度収支だけは、収入と支払いがきちっと合うのが一番我々も理解しやすいわけですので、今後よろしく願いをします。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私の方から2点ほど質問させていただきませうけれども、附属資料の132ページなのですけれども、西和賀高校魅力化支援事業ということで、先ほどいろいろ説明されておりましたけれども、その中で、語学研修旅行ということで10名ということになっておりますけれども、これいつも同じような数字でございますので、前々から私はこの場で、1人でも2人でも増やしていただきたいものだなということをお願いもしておりましたけれども、その辺を検討なされたかということでございますけれども。

それから、もう一点ですけれども、附属資料の225ページ、保育園の運営費ということで、1億2,181万ぐらいかかっておりますけれども、児童数が令和3年度では49人ということで、これをまず1億のこの経費で割ってみますと、1人頭大体250万ぐらいになっているわけでございますけれども、そろそろ保育園の関係も統合のほうに検討していかなければならないのではないのかなと思いますけれども、その辺はどうお考えなのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

委員長 学務課長。

学務課長 西和賀高校の海外派遣についてお答えさせていただきます。例年であれば、オーストラリアのほうに5人、引率1人という形で派遣をできている形でしたけれども、令和3年、令和2年につきましては、コロナ禍の状況で、福島の語学研修施設のほうに派遣しているという状況です。ですので、まず今年度の部分につきましても、この間の補正で福島の語学施設ということで……すみません。間違えました。令和3年度だけです。令和2年と言いましたけれども、令和2年は違います、令和3年、福島のほうの語学施設のほうに派遣して、令和4年度も

語学施設のほうに派遣すると、2年連続でという形になります。ですので、学校さんとの部分では、福島のほうの派遣の話の部分でまず現状としてはしている段階ですので、海外のほうの話の部分にはまだ至っておりませんでした。まず、コロナ禍が落ち着けば、オーストラリア派遣は続けたいということで話はしておりますけれども、人数的な部分の話までは至っておりませんでしたので、今後学校さんとの話はしていきたいと思いますが、ただ全体の予算枠の考え方、あとやっぱり選ばれるための努力というか、そういった部分も必要になろうかと思っておりますので、そういった部分も整理しながら、今後の方向性を決めていければなど思っているところです。

あと保育所の部分につきましては、先日の一般質問の際にも質問ありましたけれども、今後の児童数の部分を踏まえると、やはり検討の時期に来ている、早急に検討しなければならない時期には来ていると思っておりますので、その在り方検討の組織を設けて進めていきたいということで、やはりスケジュール感というか、そういった部分を出していかなければならないと思っておりますので、その検討につきましては在り方検討の組織をつくって進めていければと思っております。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 ご説明いただきましてありがとうございます。先ほど、オーストラリアのことということで私申し上げているのではなく、むしろ海外よりも国内のほうがちょっと安く費用ができるのではないのかなということで、私は毎回毎回この場で、10名ではなく、もうちょっと増やしではどうかということをお願いしてきましたけれども、その辺をどう検討しましたかということでございますけれども。

委員長 教育長。

教育長 お答えになるか分かりませんが、海外に行けないということで、では県外の福島

のブリティッシュヒルズという話を高校さんとさせていただいたときに、やっぱり人数の問題は出ました。10名ぐらいであれば、まず積極的に英語をやる生徒、学びたいという生徒の適正な人数ではないかなというところで話は落ち着いているところがあります。あと1人、2人増やすことも、とても大事なことで、できれば全員がそういう研修をする機会があればいいかなというふうには思いますが、先ほどから課長がお話しされているとおりに、全体の予算の枠の中で考えていかなければなりませんし、高校側のニーズと合わせていかなければならないなというところで、現在に至っているところです。まず今後も、人数に関わってはいろいろ検討はしていきたいなというふうに思っております。

委員長 柳沢安雄君。

3番 人数を今後検討するというごさいますけれども、ぜひ一人でも多くの生徒さんに学んでいただきたいことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで学務課への質疑をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管する10款教育費について、生涯学習課長から事業の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課長の柳沢です。よろしくお願いいたします。

初めに、説明員を紹介します。私の隣の課長代理、小田島満成、後ろに行って、主査の高橋千賀子、主査の高橋竜也、主査の佐藤達也、以上が出席しております。

教育委員会生涯学習課が所管する主な決算内容についてご説明申し上げます。皆様に配付しております生涯学習課を抜粋した決算書で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習課の歳出につきましては、一般会計10款4項社会教育費及び10款5項保健体育費となります。生涯学習課の担当係としては、社会教育、文化芸術、スポーツの3つの分野に分かれております。

初めに、社会教育の分野からですが、決算書、歳出の1ページをお開き願います。10款4項1目社会教育総務費です。社会教育総務費では、町民教養講座事業や高齢者大学事業、子育て教育、家庭教育支援事業、男女共同参画事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業などの各種事業の経費と、当課所管の公用車と旧左草小学校の維持管理費用となります。

決算附属資料の137ページを御覧ください。初めに、教育振興運動推進事業です。決算額37万5,000円ですが、湯田地区、沢内地区、各教育振興会に活動補助金として交付し、旧小学校区の実践班の活動を支援しております。

下の表、町民大学講座事業、決算額30万2,000円ですが、講師謝礼や講座における材料費等の購入費用となります。実施状況にあるとおり、絵画や天文学など13回開催し、延べ270名の受講がありました。

附属資料の138ページを御覧ください。高齢者大学講座事業となります。決算額22万1,000円は、学習会に係る講師謝礼や消耗品費、送迎バスの運転手の費用になります。令和3年度においては、コロナウイルス対策で密集を避けた

め、健康づくりコースと手仕事コースの2コースに分けて募集を行っております。合わせて37名が入学し、全8回の学習会を実施しております。学習内容については、各講座ごとの修了後のアンケートなどを参考に、運営委員と協議しながら進めている事業です。

附属資料の139ページを御覧ください。子育て教育支援事業では、社会福祉協議会の子育てサロンと連携し、絵本の読み聞かせやアロマテラピー講座などを開催しております。

また、下段の家庭教育支援事業では、教育振興運動と共催し、子育てに関する内容の講座を開催しております。令和3年度においては、読書の重要性をテーマとした講演会を開催したところです。

附属資料の140ページを御覧ください。男女共同参画推進事業19万5,000円は、講演会の講師謝礼と、男女共同参画プランのアンケートによる意識調査を実施したもので、その返信用の郵便料となります。男女共同参画の啓発事業としては、東京オリンピックのコンセプトの一つでもありました多様性という面から、LGBTQ+についての講座を開催しております。

下のほう、学校支援地域本部事業41万7,000円は、県補助金をいただき、コーディネーターを湯田地区、沢内地区に各1名配置し、学校が行う活動に必要な地域ボランティアさんの確保や、振興会事務の補助、児童生徒等の活動の状況を地域に紹介する広報紙等を作成し、発行をお願いしております。令和2年度は、感染症のこともあり、学校活動が自粛となっておりますけれども、令和3年度からは学校活動も徐々に再開してきたため、昨年度より事業費が増加しております。

附属資料の228ページを御覧ください。1番、出前講座の実施として、町民の自主的な学習を支援するため、各課の担当する業務を講座化していただき、西和賀高校の総合学習や、地域が運営する高齢者サロンなどでご利用いただい

ております。新型コロナの感染症の影響もあり、1回の単位が小規模の開催になっておりましたので、利用数は減少しているという状況です。

続きまして、決算書の4ページを御覧ください。10款4項2項公民館費となります。地区公民館6館、分館38館の維持管理費が主な支出になります。11節、修繕料623万円は、泉沢公民館、新町地区公民館、湯本地区公民館、川尻一区公民館などの消防設備やサッシ窓の改修、雪害による屋根等の改修などを実施しております。

決算書7ページ、下の段になります。10款4項3目図書館費となります。川尻と太田、さわうち病院の各図書室と移動図書館車の維持管理費用となっております。新刊図書の購入、昨年度は213冊、図書室や巡回図書による図書の貸出し、読書ボランティア養成講座などを行っております。沢内庁舎の改修に伴い、太田図書室を沢内農業者トレーニングセンターに移転して、7月6日からオープンしております。その太田図書室の開館に伴い、管理人の配置をしておりますし、室内のカーテンや閲覧用椅子など、ブックトラックなどの備品を同時に整備させていただいております。

決算附属資料の229ページを御覧ください。図書の利用状況を掲載しておりますが、太田図書室については開館準備のため3か月休館しておりましたけれども、貸出し冊数が629冊と、令和元年度より約1.5倍の方に利用いただくことができっております。

決算書9ページを御覧ください。10款4項4目民俗資料館費及び4項5目美術館費になります。資料館、美術館、デッサン館の管理業務委託料や施設の維持管理費となっております。美術館費の修繕料のうち11万円については、消防設備の改修を行ったものです。

(ページ違うの声)

生涯学習課長 すみません。図書館費は5ページでございました。資料館費については5ページになります。

改めまして、決算書の5ページを御覧ください。民俗資料館費、美術館費となります。美術館費の修繕料のうち11万円については、消防設備の改修を行ったものとなります。利用状況については、作品等の配置換えや入替えを行い、展示内容の充実を図ってございましたけれども、新型コロナの感染症の拡大に伴い、8月14日から1か月間ほど休館をさせていただいておりますので、利用者数はやや減少となりました。

決算書6ページからは文化創造館費となります。6ページの1番下の段からが文化創造館費となります。そこで、8ページを御覧ください。12節委託料の備考欄の最後、銀河ホール常設公演業務委託料20万円とあります。文化創造館が持続可能な文化施設として事業化を図るため、住民や観光客を対象とした常設公演に取り組んだもので、ぶどう座による芝居、山の音楽隊による音楽公演、ブラボー中谷さんのイリュージョンショー、そして雪あかり映画会「いのちの山河」の4公演を行っており、311名の来場がありました。

附属資料の141ページを御覧ください。中学生演劇講座事業70万8,000円は、町内の中学校生徒を対象に、授業の一環として専門家による演劇指導を行い、演劇を通じた教育活動を展開することができました。沢内中学校につきましては、感染症対策が十分にできないという学校からの申出により、実施を取りやめております。

決算書の9ページを御覧ください。10款5項1目保健体育費となります。学校開放事業やクロスカントリースキー大会事業、漕艇競技事業、東京2020オリンピック・パラリンピック事業と、スポーツ団体、各種スポーツ大会等の派遣補助などの予算になっております。

附属資料の142ページを御覧ください。下段になりますけれども、クロスカントリースキー大会事業につきましては、参加者の募集まで行ったところでしたけれども、コロナウイルスの感染症の拡大があり、中止と決定したところです。

次のページ、143ページの上段は、漕艇競技事業になります。令和2年度は感染症により大会が中止となりましたけれども、令和3年度は無観客という制限の中で開催しております。その中で、西和賀高校の女子シングルスカルがインターハイに出場を決めております。

143ページの下段は、東京2020オリンピック・パラリンピック事業になります。6月18日に北上市において聖火リレー、8月12日にはパラリンピックの採火式、聖火トーチやユニホームの展示会までは開催できましたけれども、ホストタウンであるコートジボワール共和国との事後交流については中止、オリンピック・パラリンピックの観戦応援チケットの配付についても、無観客開催となったことから中止となるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、内容を調整しながらの取組となりました。

決算書12ページを御覧ください。10款5項2目体育施設費になります。各スポーツ施設の維持管理費用となります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、各施設の会計年度任用職員17名分の人件費となります。10節需用費、修繕料490万円は、太田プール、温泉プール、湯田農業者トレーニングセンター、湯田スキー場、志賀来スキー場、錦秋湖グラウンドなどの設備の雪害や経年劣化等の改修を行っております。

決算書14ページを御覧ください。14節工事請負費ですが、湯川体育館については雪害を受けた屋根の改修を、湯田農業者トレーニングセンターについては玄関上部屋根の防水工事、沢内農業者トレーニングセンターについては雪害による雨漏り改修に合わせて、屋根の全体の塗装工事を実施しております。

17節備品購入費では、錦秋湖グラウンド用にジャンボコートブラシと塁ベース、温泉プール用に業務用掃除機を購入しております。

最後に、附属資料231ページを御覧ください。(2)として、体育施設の利用状況を掲載しております。昨年度と比較すると、全体の利用日

数、利用者数は、令和元年度のように増加してきております。

以上で生涯学習課の所管する主な決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私のほうから2点ほど質問したいと思えます。

まず初めに、附属資料の228ページの冒頭、社会教育・生涯学習の推進ということで、令和3年度、出前講座が11件ということで、延べ受講者数が251人ということでありましたが、令和2年度、令和3年度、非常に新型コロナウイルス感染症の拡大で、こういった講座等の開催が難しい状況があったのかなというふうに思いますが、まずはこの令和3年度の出前講座11件で、令和3年度の生涯学習課としての生涯学習の推進については、ある程度目的は達成されたというか、充実したものとなったというふうに捉えているのか、その辺の捉え方が1点。

次のページの230ページ、これも上段の銀河ホールの実業の実施ということで、銀河ホール利用状況ということの表が出ておりますが、銀河ホール、年間の決算額が2,200万程度ということでありまして。今回利用率が52.8%、使用料収入が21万5,000円ということでありまして、こちらの事業の実施に当たっても、やはり新型コロナウイルス感染症の拡大で、非常に難しい状況ではあったかというふうに思いますが、この利用率、あるいは使用料の収入、あるいは利用者数等もありますが、その点については担当課としてどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 初めに、生涯学習課の社会教育事業の部分についてですけれども、確かにコロナウイルスの感染症のあれがありましたけれども、

令和2年度についてはどうしてもやらないという方向もあったのですけれども、今は感染症対策に気をつけながら積極的に行うという方向で、令和3年度から取り組んできておりましたので、出前講座につきましては自主的な学習会なので、利用率のほうは下がってはきていますけれども、こちらの課で主催する事業につきましては、予定どおり大体のところ、事業を実施できております。

銀河ホールの使用料、利用状況ですけれども、こちらのほうもコロナのほうでいろいろ、2年度については使用が全然なかったのですけれども、施設のガイドラインもありますし、消毒対策等も徹底しながら、貸館については利用希望者のほうに断ることなく、開催して利用いただいておりますし、こちらの事業としても、自主事業として常設公演4回開催しております。ブラボーさんのイリュージョンショーの際は、ちょうど9月で、お盆明けの拡大のあった時期でありましたので、100で止まっておりますし、「いのちの山河」の映画上映会の際に関しては、雪あかりと併せることによって入場者数をちょっと見込んだところだったのですけれども、こちらはその時期、拡大がありましたので、雪あかり事業自体は中止になってしまったのですけれども、61名の方に御覧いただけているということで、感染症対策も取りながら、集客にも配慮しながら事業を企画して、実施できてきていると思っております。

委員長 淀川豊君。

10番 生涯学習の推進についてですが、出前講座、やはり感染症の影響はすごくあったのかなというふうに思いますが、課として事業は順調にというか、行われたということで答弁をいただきましたが、この出前講座は、先ほど課長からもあったように、町民の自主的学習支援ということになるかと思いますが、この資料を見ると、生涯学習の推進については、項目が学習・講座開設状況と出前講座の事業ということしか

ないということですから、生涯学習の社会教育の全てというか、今生涯学習課が抱えているようなことなのかなというふうに思うのですが、その中でいろいろな状況で出前講座の数が少なくなったりするという事は、やはり地域における社会教育あるいは生涯学習の推進が少し滞っているということにならないのかなというふうに思います。担当課としては、努力をしながら1年間やっておられるということは理解をしますが、令和2年、令和3年、感染症の拡大ということで、今まで経験したことがないような状況を我々は経験した中で、これから地域で西和賀の社会教育、生涯学習をどう推進していくかということをやっぱり考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。生活でいけば、新しい生活様式が求められているわけですから、今までのような既存の考えであったり、既存のやり方に乗ったようなそういう在り方では、なかなか充実していかないというふうに感じますが、その点は担当課としてどのように捉えているのかということと、銀河ホールも同じことが言えるかと思いますが、もちろん文化ホールですので、興行的なところが中心となる、そういう施設だと思えますが、新しい生活様式の中で、やっぱり年間2,000万以上の予算がかかるような施設で、どうやって地域で持続可能な文化ホールの運営ということを考えていくのか、その辺は例えば令和2年、あるいは今は令和3年の決算ですから、その結果を踏まえてどのように考えているのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習の推進につきましてですが、228ページの出前講座だけというのではなくて、附属資料の137ページの町民大学講座事業や高齢者大学、子育て教育、家庭教育、男女共同参画事業、以上を含めて生涯学習の推進という形で取り組んでいるものです。資料の作成上、重複するという事で、228ページに

は出前講座と青少年事業だけを載せておりましたけれども、ほかの部分については、このシートのほうに記載した中身で取り組んでいるところです。

コロナ禍ということで、いろいろ充実もさせていかなければならないなというところもあります。生涯学習の中身の内容につきましては、やはり現代的課題ですとか、ニーズに合ったものを選択して、皆さんに提供していかなければならないと思っておりますので、令和3年度はデジタルのスマートフォン講座ですとか、そういった部分も取り入れております。男女共同参画のほうでは、県のサポーター養成講座があるのですけれども、そちらがオンラインの講座になっておりましたので、そちらを、こちらのホールのほうで合同で受講、視聴しながら学ぶというふうな形も取っております。そういった部分で、オンラインも対応しながら開催してまいりますし、内容につきましてはそういったニーズの把握をしていって、充実させていきたいというふうに考えております。

銀河ホールのほうですけれども、令和2年度からあり方検討委員会ということで、外部委員をお願いして、運営方針のほうを検討させていただいております。令和2年度につきましては、外部委員ということで、委員さんについてはホールの館長さんですとか、芸文協の方とか、そういった専門家、舞台を運営する側の人たち、経営するほうの立場の方々から意見をいただくということで、あり方検討委員会を設けさせて、検討させていただいております。

今年度につきましては、まず利用者側、これまでも話題になっておりましたが、施設の修繕に相当な額の金額が必要ということもありますので、今後のホールの在り方として住民の方の意見も取り入れながら、文化、地域演劇、演劇の町として歴史は踏まえつつも、今後町民が楽しんだり、町の活性化、地域づくりにつながるような視点を持った銀河ホール運営を目指すと

ということで、住民の方に意見を聞く意見交換会を開催しております。そうした中で、住民の方の意見を取り入れております。それをまとめまして、今後そのあり方検討委員会の委員さんとのまた会議を持ちまして、活用方針ということで、修繕の計画も、予算的な計画も示しながら活用方針をまとめて、推進していきたいというふうに考えておりましたので、よろしくお願ひします。

委員長 淀川豊君。

10番 生涯学習は、出前講座だけではなくて実施をしているのだということですが、これまで経験したことがないような感染症の拡大等の社会状況であります。その辺も踏まえて十分やっただけならばと思いますが、もう少し積極的に行政から、社会教育あるいは生涯学習の推進というものを図っていただきたいなという思いで質問しておりますので、その点も心に留めていただければと思います。

銀河ホールであります、今課長からあり方検討会というような話もありまして、これまでも一般質問等でありましたが、あり方検討会はよろしいのですが、ずっとあり方検討会がこれから毎年毎年、何回も、長期間にわたって開催をされる検討会なのか、それとも今後の銀河ホールの将来的なビジョンを策定するものの在り方の検討会ということなのか、まずその点について説明いただければと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールの在り方検討につきましては、銀河ホールの将来ビジョンを示すものでありまして、今年度まとめることとしておりますし、今の予定では年内にまとめて、議員さんのほうにも説明させていただきたいという予定で進めております。

委員長 刈田敏君。

1番 附属資料の137ページ、町民大学講座について若干成果等をお伺いしますけれども、天文学入門ということで、これ20名の方が参加して

おりますけれども、どこで行われて、やはり西和賀で天文というのは非常にすばらしいあれだと思っておりますけれども、その感想といいますか、成果といいますか、その辺はどのような感じになっているのか。

それから、今回行われたスマホセミナーのスマホ体験（基本編）ということとは、どういうところをやったのかなということと、その感想といいますか、そういうことをお聞きしたいと思います。

引き続きでありますけれども、附属資料の141ページの青少年劇場開催事業、それから中学生演劇講座事業についても、見たその感想というか、そういうものはどうだったのか、全体を通して、これはどういうものであって、どういう方向で行きたいのか、その点お伺いします。
委員長 教育長。

教育長 私のほうから、様子を若干説明した中で、あとは課長さんのほうで資料を準備していただきたいと思いますが、天文学講座につきましては、ILC等もありましたので、ちょうどブラックホールの写真を水沢天文台のほうでやった教授さんがいましたので、そこに関わってきた方をお呼びして講義をいただいたところです。天気がよければ、本当は外に出て星を見る予定ではありましたけれども、残念ながら雨天だったため、ちょっと座学になってしまって、少し難しい面もあったかなと。私も理科教師でしたので、理科の3年生のところには天文あるのですけれども、どうしても動きになるとちょっと難しくなるので、もう少し町民に分かるような形の講座もまた必要だったのかなというふうなところを感じておるところでした。

それから、スマホ体験に関わってですけれども、ラインや写真などを使ったり、文字入力ということで学習させていただきました。企業さんに来ていただきました。体験に来た方は高齢者の方が多かったのですけれども、隣同士でラインの使い方をやったり、それからグーグルマ

ップで自分で世界旅行してみるとかということ
で、終わった後もいろいろと質問があり、ニー
ズは、本当に必要なのだなというところを感じ
させていただいたわけです。

青少年劇場に関わっては、音楽でしたよね。
それに関わっては、小学生さんたちに集まって
いただきまして、ヨーロッパのほうの民族音楽
だったのですけれども、踊りあり、笑いありと
いうことで、非常に子供たちにとっては有意義
な場ではなかったのかなと思っております。

先ほど淀川委員さんからもお話がありました
けれども、先日、銀河ホールを用いまして、秀
衡街道ガイドの会ということで、平泉文化とか
いろんなことをやりました。やっぱりそういう
のをもう少し積極的にこちらがやっていって、
少しでも、ニーズだけではなくて、これは知っ
ておいてほしいよなというようなところがあれ
ば、今後も検討していって、積極的な対応を
図っていかなければならないなというところは日
頃感じているところになります。

補足があればお願いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 天文学講座につきましては、教育
長が申し上げたとおり、I L Cとの関係があり
まして、水沢天文台の、国立天文台水沢V L B
I 観測所のほうから講師に来ていただいております。
天気がよければ、望遠鏡で月を観測する
といったところでしたけれども、それはかない
ませんが、天体ソフトM i t a k aとい
うものがありまして、それを映しながら、海王
星までそのソフトでずっと移動していくといっ
たような、宇宙旅行が楽しめるような形の講座
をさせていただいておりますし、月と地球の
距離ですとかを縮小した場合これぐらいの距離
があるのだよとか、そういった部分のお話をい
ろいろ、この惑星についてはこういう形の地質
があるのですとかと、そういった部分の説明を
いただきました。

この天文学講座につきましては、ふだんあま

り募集しても来ないのですが、若い夫婦の方、
年代の方が来られましたし、子供の方もおられ
ました。全体的に女性の参加が多いのですけれ
ども、天文学のときには男性の方の受講もかな
りありましたので、そういった興味がある部分
も探って、今後開催していければというふうに
思っております。

スマホにつきましては、初級コースというこ
とで、カメラやライン、あとグーグルマップの
ほうでニューヨークまで行くといったような、
そういった進め方を主に、初歩的な学習、使い
方について学習をしたところです。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 スマホセミナーの、お年寄りがラインを
やれるまでになるというのは、これ非常に大し
なものだと思えますし、やっぱりそういうの
を広げながらいってもらえればと思えますし、
天文学についても、ほかにはない西和賀の夜を
見るというか、それというのは住民のほうにも
いろいろ感化されるものだと思います。

この宣伝を見ると、年間、やはりチラシは来
るのですがすけれども、彩りも鮮やかなのですけれ
ども、中身がもうちょっと、サービスしながら、
あとは地元の人がこういうことですよとかとい
うような、何か頼まれ仕事みたいなように感じ
て、もうちょっと住民が行ってみたいなのとい
うような、そこをちょっと工夫欲しいのではない
かと思うのですがすけれども、その辺はどうですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習講座の募集につきま
しては、全戸配布の配布枚数が多いといった部分
も指摘がありますので、生涯学習だよりを昨年度
から発行しております。3か月に1回ごとにな
っておりますけれども、その中で3か月分の内
容をまとめて公募するような形となっております
ので、なかなか詳しい、あまり詳しくは載
せられない、ページの関係もありますので、載
せられないということもありますけれども、

そういった形で募集はさせていただいておりますし、その生涯学習だよりの中で受講の様子も記事として掲載しておりましたので、そういった部分からも興味を持っていただければいいなと思っの取組でございます。

3か月ごとの日程の関係でつかない部分に関しては、追加でチラシを配布しておりますし、告知端末などでも募集を行ったりもしておりますけれども、そういったもっと募集の段階で興味を持っていただくようなチラシづくり、書面づくりというのは工夫していきたいと思っております。

委員長 高橋宏君。

8番 私から3点。附属資料の141ページの中学生演劇講座、沢内中学校は行われず、湯田中学校だけということなのですけれども、多少ですが、前年度より事業決算が増えている、1校だけなのに。中身を見ますと、委託料と簡易照明を使っているということで、銀河ホールを使えば簡易照明は要らないと思うのですけれども、銀河ホールは使用しなかったのか、この中身についてお知らせ願いたいと思います。

あと、143ページの漕艇競技も、コロナで中止ということですが、事業費が上がってしまして、中身を見ますとボートコース設置調整業務で188万7,000円ということで、これは何年かに1度はこのボートのコース、錦秋湖の場合、普通のコースと違って、ゴールしてからの範囲が狭くて、その分ブイをいっぱい設置しなければいけないということで、許可をいただいているというのは理解しているのですけれども、こういう調整業務、何年かに1回行わなければいけなくてやったのかということが1点。

あと、課長からも説明あったのですけれども沢内地区の図書館が移動したということで、この資料にもあるのですけれども、非常に図書利用が増えたと。移転して、7月から開催して、その中でも特に児童図書が、前年度94冊から349冊と3倍ぐらい上がっていると。この増え

た要因について、非常にいいことだと思うのですけれども、子供たち、借りるようになった要因についてはどのように捉えているのか。

この3点についてお願いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 初めに、中学生演劇講座事業ですけれども、昨年度より若干上がっているということで、この簡易照明卓の借り上げ料がちよっと予算の、借り上げ料がかかっているということで上がっておるものです。銀河ホールにつきましては、照明の調光器盤の関係で、あまり負荷をかけないようにということで、講演会や、あまり激しい照明の動きがないものに関しては開催しておりますけれども、演劇になりますとやっぱり激しい照明ですとか、移動があるので、ちよっと負荷がかかるということで、演劇の部門につきましては使わないようにということの対応をさせていただいております。そうした中で、湯田中学校につきましては、昨年度、中学校の体育館のほうで、沢内中学校のような形で、この簡易照明卓を持ち込みまして開催したというところになっております。

143ページの漕艇競技事業ですけれども、すみません、ちよっと資料、訂正したつもりだったのですが、間違っております。高総体で中止と、コロナウイルス感染症のため中止となっておりますが、開催しております。すみません、ここは訂正させていただきます。

ボートのコースの調整の業務委託料につきましては、高総体のボート会場ということのコースを、大会コースをつくるために必要な業務となっておりますので、これは大会があれば毎年必要な部分になっております。どうしても大会ですので、専門的な部分が欲しいので、そういった専門の業者に頼んでいるところになります。

そして、図書の部分ですけれども、太田図書室の児童書がぐっと伸びているというところですが、太田図書室は前からせんだん保育

所さんの散歩のコースに入れていただいて、寄って図書を借りたり、あと小中学生が夏休みとかにプール終わりで寄るといった部分が多いところでありましたので、今回太田のトレーニングセンターに入ったことで、ちょっと部屋が大きくなりましたので、キッズコーナーの部分も大きくしております。横になりながら読めたりするようなキッズスペースも置いたりしてありましたので、そういった部分もあって少し児童書のほうを充実させて置いていただいておりますので、そういった利用が伸びているというところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 中学校の演劇に関して、銀河ホールは演劇、本格的な演劇に関しては、照明に負荷がかかるということで利用していないということだったのですけれども、前に、一般質問のとき、あと先ほどの中学校、高校の利用の演劇に関することを考えても、将来の在り方につながるのでしょうかけれども、銀河ホールの利用を考えたときに、演劇というのはやはりほかにはないものだと思います。今中学生に指導している方も、この資料を見ますと、地元の方もいるようですし、高校生につながるような形をしていくというような検討がされているかということ、1点お願いします。高校のほうにつなげるかという検討をされているかということ。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 高校生につなげるという部分に関して、部活動としてやったほうがいいということでしょうか。

委員長 高橋宏君。

8番 決算にそぐわないかもしれないのですが、一般質問のときにも申し上げたように、中学校のクラブ活動支援が地域に任されているという流れの中で、文化のほうのクラブ活動についても、多分そういう流れになっていくだろうという予想がされます。そういう中で、銀河ホールの活用と併せて、将来的に、地域の方が

せつかく、こういう指導してくれる方がいるということを見ると、地域の方の文化指導という中、あと文化ホールの使用ということを見ると、そういう可能性を模索しながら、そういう方向性を検討していくべきではないかということで、そのような検討はされているのかということですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 西和賀高校に演劇部といったような形に関しては、西高の魅力化の中で何回かそういった話題も出てきております。西高の演劇部ではないのですが、一時期、特設演劇部ということで、西高さんのほうにお願いして、演劇を公演していただいたこともあります。既存の部活動もありますので、そこは臨時の特設の演劇部でしたけれども、参加していただける方も結構多かったですし、2年ほど取り組んで、高校演劇アワードのほうにも出ていただきました。そういった希望があれば、対応していけるようにしていきたいというふうには考えております。

また、銀ゲキということで、銀河ホール演劇部ということで、高校生に限らず一般町民を対象とした、そういった公演のほうも一時期取り組みました。その中には、西高のほうからも希望する方が参加してございましたので、そういった希望があった場合に対応していけるような形も考えていきたいと思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 決算書の抜粋の8ページ、12節の委託料についてお伺いします。先ほど来ありましたように、文化創造館、年間2,200万ほどの維持費がかかっているわけですが、その中でも特に突出している委託料について、6月議会で若干話した経緯の繰り返しになる部分もあるかと思いますが、決算時点で詳しく聞くということをお願いしてきた経緯からも、少しこの内容について詳しく聞きたいと思いますが、最初に施設設備保守業務委託料324万1,000円の、この

詳しい中身についてお知らせ願いたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールの施設設備保守業務委託料になります。こちらについては、銀河ホールの冷暖房空調関連の機器、給排水の設備、特殊建築物調査、管内の特殊清掃の保守業務などを委託しているという形になっております。

委員長 深澤重勝君。

7番 これではいろいろ、保守点検業務委託料いろいろあるわけで、1つずつ聞いてもしようがないですからあれですけども、生涯学習課で扱っている文化創造館の保守点検委託料の、この保守点検しなければならないそれぞれの根拠法というのが示されておるようですが、その中で法律的にやらなければならない、法律の定めによって絶対やらなければならないという保守点検業務がこの中にあるかどうか。

それから、もう一つは、予算の中で避雷針の保守点検のことを聞いたのですが、避雷針をつけるときに、分かっていたら詳しく聞けばよかったのですが、この避雷針については、根拠法を示していただいた中では、避雷針の機能維持及び落雷時補償を有効化するためという説明があったのですが、これは、避雷針については毎年保守点検しなければ、落雷で、いわゆる避雷針は効果がなかったということは、無効になるということなのですか、これは。避雷針、たしか去年でしたよね、避雷針をつけたのは。そのことのちょっと……

(2年の声)

7番 2年になりますか。2年になっても、そのときでもいいのですが、要するに避雷針は毎年点検しなければ法律的に有効化されないということですけども、そのことを確認したいのですけれども。

それと、保守点検は、通常、契約によって、何かやるときに、舞台装置でも、あるいは照明でも、それを設置したときに、保守点検業務も

毎年やるということの契約に基づいてやっているものですか、それともどういう形でやっているものですか、毎年の保守点検というのは。ということは、あくまでも我々の常識では、こういうの、毎年保守点検、何十万、何百万かけてやるというのは、やったにこしたことはないと言えるかもしれませんが、ちょっとお金かかり過ぎではないかということをおねがひしてきかされたのですが、具体的に言って、例えば舞台機構点検、毎年114万もかかっているわけですが、具体的にはどのような点検項目と、それと皆さんが点検業務、100万以上もかけて点検するわけですが、それに立ち会って、具体的な点検内容というものを確認しておりますか。その点についてお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールの保守点検の内容についてですけども……

(何事かの声)

生涯学習課長 各種保守のほうがありますけれども、法定の点検がある部分につきましては、先ほどの施設設備の保守業務委託料、こちらのほうは建築基準法ですとか、水道法、フロンの排出抑制等の法定検査が入っております。舞台照明の設備保守、音響・映像の保守業務、舞台機構の保守業務につきましては、法定のものではありません。こちらは、施設設備の安全性を確保するため、機能を維持するために行っている保守業務になります。特に音響・映像ですとか照明設備につきましては、電気製品ですので、微細なほこりですとかがショートの原因にもなりますので、そういった特殊な清掃を専門の業者をお願いしておりますし、舞台のほうにつきましては、幕ですとか照明機材等、天井に下がっている部分の安全性の確保のための点検になっております。

一つ一つ立ち会うというところは、職員が立ち会ってはおりませんが、その結果を見て、点検した後に、指摘事項については直接担

当者のほうに現場等での説明もありますし、その後報告書という形で、指摘事項、改善事項などについても報告いただいておりますので、そちらのほうでチェックさせていただいております。

法定でないので、毎年やる必要がないのではないかということですが、基本的には予防保全型で維持管理をしているというふうな、基本に基づいて毎年保守をさせていただいております。

避雷針のほうにつきましてですが、令和2年度に整備させていただいております。避雷針というのではなくて、最新の技術で、その部分に落雷しないように、雷を避けるシステムになっております。令和2年度に整備させていただきました。令和3年度については、1年間の保証期間がありましたので、決算書のほうには載っておりません。令和4年度から、その保守業務という形で、しっかり落雷対策ができているかを確認するものになっておりまして、こちらのほうは万が一補償、落雷で事故等があったときに、この保守をやっていないと保険の補償が下りませんということではありますので、保守を令和4年度からお願いしているものになっております。

委員長 深澤重勝君。

7番 聞き方もちょっとあれなのですが、1点は、確かに建築基準法とか、フロン排出抑制法、水道法、あるいは大気汚染防止法、それらの根拠法に基づいて一応点検やっているということも、これを見ればもっともらしいと言えばもっともらしく見えるのですけれども、1つ私が聞いたのは、その根拠法に基づいて点検する分はそうでしょうけれども、やらなければ、例えば車で言えば車検、車検は法律で定められて、車検を受けなければ法律違反になるわけですから、受けなければ。私が1つ聞いているのは、保守点検しなければ、要するに法律違反になる、罰則が科される項目があるかどうかというのを聞

いているのです。何々の法に基づいて保守点検やっているのではなくて、毎年この保守点検しなければ、いわゆる水道法に触れて、罰則の対象になるとか、そういう部分を聞いているのですが。まず、それが1点。

それと、点検には立ち会っていないということだったのですが、恐らくあそこで、舞台装置、幕とか、照明とか、百十何万も大金をかけて点検するというのは、かなりの人数が来て、かなり日数かかると思うのです、常識的に、100万以上の点検するということですから。ですから、それらを毎年やるのですか、何百万もかけて。確かに点検表の紙が来ると思います。全然知らなくて聞いているわけではありませんから、我々だって、いろんな器具を持っていて、それぞれの点検どうのこうのと、保守点検どうの、契約どうのこうのと体験しているわけですから、ちょっと額が大きい小さいだけで、おおむね同じだと思うのです。それで点検しますと、チェック印いっぱいつけてくると思うのですが、そのことは。ただ、毎年ああいうのが、車のようにいつも使っていて減るとかなんとかというならともかくとして、ああいう状態のを毎年100万円以上かけて保守点検して、具体的にどういふことになるかぐらいは、そこでどうかなと思うのがごく当たり前ではないかと思うのです。ですから、具体的な点検内容と、あるいは年によって、亀裂が入っているから、何か緩んでいるから補修したとかなんとかという、そういう項目等ということ、ある程度詳細に見ているかどうかということを確認したいのです。ですから、取りあえずそういう保守点検状態を立ち会って見ているかということ。後から紙一片で、こういう点検しましたと見て、はい、そうですかということで料金払っているような安易な取組をしていないかということを中心に聞いているのです。西和賀町全体で、施設の保守点検料、毎年3,700万です。今、日本のこの製品で、毎年それだけの、やっている分には安全でしょうけれ

ども、過ぎたるは何かではないけれども、無駄とは言えないけれども、我々からすればほぼ無駄な部分も非常に多いのではないかということをおっしゃっているのです。ですから、それらを念のために、皆さんはどのようにその支出に対して監視をして、点検をするかということを確認しているのですが。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 保守点検につきましては、その作業の際にぴったりくっついて検査の様子をチェックしているということはないですけれども、要所要所で、不具合があった場合ですとか、気になる点につきましては、担当者とその技術者と、その現場で打合せをしながら確認をしております。

保守の考えですけれども、個人の車であれば点検は少し抑えてもいいかと思うのですけれども、公共施設でありますので、銀河ホールにつきましては特に貸館ということで、イベント等をやられる方々にお貸しする施設でありますので、舞台機構に関してはつり物の幕ですとか、そういった部分があります。それに関しては、相当な重量のものをしょっているものですので、安全面の、何か事故があれば相当な人災等もありますので、そういった安全面の中から必要なものということで、保守をお願いしております。照明についても、その他音響につきましても、法定のものはありませんけれども、公共施設として、貸館として一般の方に貸し出しているものに関して、町で責任を持った、安全性を確保できたものを貸し出すのが普通ではないかと思っております。そういった中で、町の施設に関しては予防保全型の維持管理ということですので、保守点検は常に行って、状態のいいもの、安全の確保できたものを貸し出ししていかなければいけないのではないかというふうに考えております。確かに費用はかかります。その分きちんと、業者任せにするものだけではなくて、担当者のほうも、そういった技術者のほうから詳

細を聞いて確認をしております。そうした中で安全性が確保されるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 安全に管理するということがわからなくて今言っているわけではないのですが、確かにお役人さんは石橋をたたいて渡ると言われる、場合によっては石橋をたたいても渡らないぐらい安全を確保するわけですが、例えばほかのものでも、壊れてから直すということだってあります。壊れれば困るからということをやっているわけではないのです。普通、例えば我々が使っている水だって、そういうのが故障した、故障した、管が破裂したということで、3日間も水が止まることというのはあります。それが文化創造館の幕が引けなくなった、困った、どれだけの人間が困るかということですが、比較してみれば。毎年点検しなければ照明が利かなくなる、あるいは幕が動かなくなるということ、通常あり得ません。温泉でも、本管が故障と、温泉1週間も10日間も休むことがあるでしょう。絶対壊れないようにと、幾ら金かかっても絶対何ともならないようにただ見ているだけということをお金の使い方はどうなのかなということをお少し考える部分があってもよかろうという、このことを強くかねがね思っているものですから併せて言っているのです。そのことに対して見解があれば聞いて、あとやめますけれども。

委員長 教育長。

教育長 費用がかかるということで、避けられるものはちょっと休憩してもいいのかなというところがあるかというお話で、納得する感もありますけれども、ただやはり我々が公共施設を提供する上では、日々の点検というのはやっぱり必要なものということで、今回の点検についても、ほかの館と同様に行っているもので、仮にほかのところでやっているのに、こちらはやっていなくて、事故が起きたなんてことになること、

または人命に関わるような大きな事故に関わることは非常に危険ですので、まず最低限というか、維持管理するためにやっているということをご理解いただけたらありがたいなというところか、維持管理するためにやっているということでは、決して無駄遣いしようということではないので、そこの辺りちょっとご理解していただきたいなと思っていますところか。

以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで生涯学習課が所管する10款教育費について、ひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで生涯学習課への質疑をひとまず終了し、次の建設課の審査に移る前に、昼食のため、1時10分まで休憩いたします。

午後 零時10分 休 憩

午後 1時10分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

建設課の審査を行います。建設課が所管する2款総務費、8款土木費、11款災害復旧費について、建設課長から事業の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 それでは、お疲れさまでございます。ただいまから建設課の決算審査をお願いいたしますが、初めに本日の出席職員を紹介いたします。私は、建設課長の高橋光世です。課長代理の川本陽子です。技術主査の高橋武弘です。同じく大島浩輝です。主任技士の佐々木久和です。以上、5名の出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度建設課所管の決算内容について、その概要をご説明いたします。建設課の抜粋の決算書の表紙を含めて3枚めくっていただきたいと思っております。歳出の1ページ、2

款総務費の決算が出てくるわけですが、これは昨年の国道107号の通行止めに伴い、秋田自動車道の湯田インターチェンジと北上西インターチェンジ間の無料通行措置が取られ、現在も継続中ではありますが、この際、湯田インターチェンジを利用するのに、かなり遠回りをしなければならない天ヶ瀬区の住民を救済するため、NEXCO東日本のご配慮により、峠山オアシス館付近の緊急開口部という非常用のゲートを使って、錦秋湖サービスエリアのパーキングに直接乗り入れができることになりました。この際のゲートの開錠、施錠、乗り入れ車両のチェック、入場券の配付などの業務と誘導看板設置に係る業務委託料、誘導員の待機室設置に係る決算でございます。

続いて、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料で423万7,039円の決算額となっているものは、ここまで2度にわたる国道107号の通行止めで長期の休業を余儀なくされている道の駅錦秋湖について、移転の是非を含めた在り方についての検討調査業務委託に係るものでございます。

次に、3ページ、4ページをお開きください。8款2項2目の道路維持費ですが、10節需用費の支出済額2,840万円余りのうち、修繕料2,591万3,000円は、道路路面の劣化による補修や側溝、ガードレール等の道路安全施設の修繕のほか、道路維持車両の修繕に要した支出でございます。

12節委託料の橋梁等定期点検業務委託料は、橋梁等の道路施設について、メンテナンスサイクルを円滑にするために義務づけられている5年に1回の点検業務でありまして、令和3年度は橋梁40橋、トンネル4本の点検を行っております。

次のページになりますが、道路環境整備業務委託料259万3,800円は、山岳観光振興のため、登山道につながる町道等4路線のパトロールや草刈り、簡易修繕等を町内建設業者に委託したものであります。

14節工事請負費ですが、町道湯田下左草線の舗装補修工事、町道大石笹原線法面補修工事、町道左草7号線側溝改修工事、繰越明許費で実施した町道蛭山線の舗装補修工事などが主なものでございます。

次に、3目道路除雪費ですが、2節、3節、4節までは、会計年度任用職員として採用を行っております除雪作業員に係る給料等の人件費でございます。

また、7節の報償費4万円の支出ですが、一昨年度に創設しました除雪作業員の表彰規定に基づき、2名の表彰を行ったことに伴う費用でございます。

次のページになります。10節需用費は、除雪機械のチェーンやカッティングエッジなど消耗品の購入や、除雪車両の燃料費、車検等に伴う修理費に支出したものでございます。ちなみにですが、除雪車両の燃料費ですが、令和3年度シーズンは前年度と同様に雪が多かったということもありますが、それ以外にも原油価格の高騰という特別な要因があり、令和2年度と比較しても1,200万円ほど増額となっているものでございます。

次に、14節工事請負費では、前年度に引き続き町道鍵沢線の防雪柵設置工事を実施しております。

17節備品購入費ですが、ロータリー除雪車1台を更新する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、製造工程に大幅な遅れが生じ、年度内の納品が困難となったことから、予算の全額を令和4年度に繰り越したものでございます。これにつきましては、去る7月29日に納品となっております。

9ページ、10ページをお開きください。4目道路新設改良費ですが、ほとんどが町道下の沢線の道路改良工事に伴うものでありまして、こちらにつきましては決算附属資料124ページに詳細を載せてございます。下の沢線は、令和3

年度でもって事業が完了しております。

次に、5目橋りょう費、12節委託料は、橋梁補修工事に係る設計業務及び積算資料作成業務の委託料になりますが、一部令和4年度に繰り越しております。

14節工事請負費は、町道弁天線の巖島橋補修工事、同じく大石笹原線三工場橋の補修工事(その2)を実施したほか、前年度からの繰越予算で町道中村柳沢線細内川橋改修工事、同じく前田の飯豊橋、小杉沢橋の補修工事、同じく松長根1号橋改修工事、同じく大石笹原線三工場橋補修工事(その1)を実施しております。橋梁改修事業につきましては、決算附属資料の125ページに詳細を掲載しております。

続いて、3項河川費になります。11ページ、12ページをお開きください。14節工事請負費の主なものは、普通河川巢郷川の改修工事に係るものですが、同工事につきましては令和4年度への繰越分も伴っております。

次に、4項都市計画費です。貝沢地区の出入橋付近にある公衆トイレの改修を行っております。

続いて、5項住宅費です。建設課で所管している公営住宅の維持管理については、長寿命化計画に基づき、予防保全の観点から計画的に修繕工事を実施しているところであり、令和3年度につきましても町営新町住宅4棟8戸に係る屋根、外壁等の改修を実施しております。

13ページ、14ページをお開きください。公営住宅の長寿命化計画につきましては、国の策定指針見直しに伴う計画改定に係る業務委託料421万3,000円を支出しております。

18節負担金、補助及び交付金68万4,000円ですが、住まいづくり応援事業として、住宅の水洗化工事、バリアフリー工事、断熱工事、耐震補強工事のいずれかを町内業者が施工する場合に、その費用の10%を補助するものでありますが、令和3年度は5件の補助金交付を行っております。

土木費の歳出に係る説明は以上のとおりです。次に、11款災害復旧費です。令和3年度は、補助、単独ともに前年度からの繰越事業として実施しており、工事請負費で補助分、単独分合わせて4,157万円余りを支出しております。

続いて、歳入についての説明です。決算書の冒頭に戻っていただき、表紙をめくった1ページ、2ページになります。15款1項6目土木費使用料の594万2,900円の収入未済は、町営住宅使用料1件と特定公共賃貸住宅使用料2件に係るものですが、そのほとんどは過年度分のものであり、現年度分は4万2,000円でしたが、こちらは今年度既に納入されております。

16款国庫支出金の2項国庫補助金は、道路、橋梁に係る5事業に対して1億7,062万9,000円と、冬季の豪雪による臨時の道路除雪費補助金3,000万円、住宅費補助金として新町住宅の改修と長寿命化計画の改定に対して1,930万7,000円の交付を受けております。

3ページ、4ページをお開きください。23款町債では、土木債で合わせて1億5,780万円、災害復旧債で1,110万円の借入れを行い、それぞれの事業の財源として充当されているものがございます。

以上で建設課に係る決算の概要の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 建設課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から、3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、第1点目が決算書の歳出2ページ、先ほども課長から説明がありましたが、道の駅錦秋湖移転検討調査業務委託料ということで423万7,000円が計上されておりますが、令和3年度で、この委託で、検討調査はどの程度進んだのか、検討調査に係る分については令和3年度で全部終わったということなのか、その辺の

状況についてお知らせをいただきたいと思いません。

次に、決算書の6ページの道路維持費という中で、令和3年度は2,700万をかけて様々な道路補修あるいは改良、側溝等の工事をしたということですが、町が抱える町道については、これ以外にもたくさんの町道があるということだと思います。また、町道も広く、生活道路と言われる重要な町道から、例えば林道のような町道までいろいろあるかと思いますが、その中で改修あるいは補修が必要な町道はたくさんあるというふうに考えますが、工事あるいは改修については、担当課として、もちろん使用頻度が高い道路を優先的に改良したり、補修をするということなのかなというふうに思いますが、やはり町道ということですので、やはり町で管理をしていかなければならないのかなというふうに思いますが、その辺はいろいろ道路、路線によって評価をしながら予算づけを、事業づけを考えているのか、その点について伺いたいと思います。

それともう一点は、決算書の10ページの除雪作業員育成支援事業費補助金ということで8万8,000円が支出済額となっておりますが、令和3年度、これは除雪作業員の資格取得の補助だと思いますが、何名が対象となっているのか、その点についても伺いたいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

初めに、道の駅錦秋湖の移転検討調査業務についてでございます。令和3年度にこの業務委託を行いまして、年度末までに業者のほうから報告書が上がってきております。報告の中身とすれば、まず現状認識と、それから移転の必要性について検討をいただいておりますし、それから報告では移転が必要だという結論に至っておりますけれども、しからば移転した新しい道の駅の整備の考え方なども併せて報告書にまとめていただいているものがございます。町とし

ても、この報告を受けまして、移転の必要性というのは十分に認識をしております、この移転検討調査業務につきましては令和3年度でもってまず終了したというふうに考えております。あと今後は、一般質問の際に町長からも答弁しているとおりに、県との一体型施設なものですから、今後県と十分なすり合わせ、協議が必要になってくるものと思っているところでございます。

それから、町道路線の改修等に伴うその予算の予算づけの考え方といったところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、町道もいろいろな町道がございます。まずはやっぱり優先度、緊急度の高いものから順次予算をつけて整備、整備といいますか、補修等を行っているわけですけれども、あとは例えば地域から要望があった路線で、先ほどの優先度、緊急度等が高いと認められるようなものについては、そういった部分もその地域から要望のある路線だと、箇所だといったことも考慮をする必要があるかと思えますし、一概に物差しで測れるものではないわけですので、その都度建設課のほうで十分協議しながら予算要求をしていくということでございます。

それから、除雪作業員に関しては、昨年度は実績1名でございました。

委員長 淀川豊君。

10番 町道の予算づけについては理解をいたしました。本当に碎石の道路から舗装の道路まで町道があるということで、いろいろなところに町道があるので、なかなか一概に、その地域から要望があっても予算づけするのは難しいところもあるのかなということでお聞きをいたしましたので、それは理解をいたしました。

道の駅についても理解をしましたが、除雪作業員の育成補助金なのですが、予算上は3人分ということで計画をされていたようですが、実際は1名ということで、その現状というのは結局除雪作業員が足りないということなのか、ど

ういった現状で、せっかくそういういい制度をつくりながら、利用される方が少し、1人だったという残念な結果だったのですが、どういふふうに捉えているのか、その点について。

委員長 建設課長。

建設課長 除雪作業員の確保につきましては、毎年苦勞しているわけですがけれども、昨年度、実は申請は2名あったのですが、1名の方はちょっと体調が、申し込んだ時点では作業員として働くつもりで申し込んで、資格取得のほうも補助金を申請していただいていたのですが、いざ働く段階になって体調を崩されて、ちょっと働けないということになって、したがって補助金のほうは交付できなかったという経緯があります。とはいえ、3人分予算を確保していたものが1名の補助金交付にとどまったということですが、PR不足ということも一つはあるかと思えますし、大体町内の方は、皆さん資格はもう既に持っておられる方がほとんどで、町外からの、しかも若い方をターゲットにした補助金だったのかなとは思いますが、いずれこれは除雪作業員の確保をできるかできないかという問題と非常にリンクしていますので、単純に言って除雪作業員の成り手がいないということで、そういった補助金交付も、補助金を必要とする人もいなかったということになるかと思えます。いずれPR不足はあると思えますので、今後できるだけいろんなチャンネルで積極的にPRしていきたいと思っております。

委員長 淀川豊君。

10番 除雪作業員のその状況についても理解しましたが、長年というか、ここ何年か除雪作業員としてお仕事をされている方たちの中に、新たに資格を取ったほうがいような、そういう人たちは少ないという現状ということなのか、その辺ちょっと確認で。

委員長 建設課長。

建設課長 資格とすれば、もう既にお持ちの方々ですが、作業員としては働いていただけないと

ということだと思います。

委員長 刈田敏君。

1 番 私からは、改良、改修工事について、先ほど同僚委員からのあれもありましたけれども、道路、そして橋梁、河川についてちょっとお伺いします。

令和3年度にこういう事業、繰越ししている分もあると思うのですけれども、ちなみに道路改良については計画等あるのか、毎年更新して、どういう計画を立てていくのかなということ、それは河川のほうも同じです。現在、次はどこを直すとかというような計画を持って進めているのか。

橋梁については、ここに書いているように、149を常にやりながら改修していくということだと思いますけれども、予算的なものはおおむね幾らぐらいというような感じでいくのか。やっぱり計画をきちっと、何年か後の計画というのを立てながらやっているのか、その辺お伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 道路、橋の改修についてですけれども、まず道路につきましては一応計画は持っておりまして、計画に基づき事業を実施したいところなのですけれども、あとはちょっと予算が計画どおりつけられない状況でございまして、そういう予算の要素を無視すれば、無視すればといいますか、計画は一応持った上で予算要求をしているところでございます。

それから、橋梁につきましては、5年に1回の点検を行っているということは先ほど申し上げましたとおりです。その点検によって判定がありまして、4段階の判定区分があつて、1は健全、2は予防保全段階、3が早期措置段階、4は緊急措置段階という4段階の判定区分がありまして、このうち3の早期措置段階と判定された橋梁から順次改修を行っているところでございます。ただ、これにつきましても、予算が全てすぐそのままつくということはありません

ので、3の中でも一応優先度をつけて、順次事業化を図っているところでございます。

以上です。

(何事かの声)

建設課長 すみません。河川につきましては、大体起債事業、起債で対応しておりますけれども、そちらのほうで一応計画をつくっております。あとは、これも地域から河川改修の要望がある河川等もありますので、そういった状況等も踏まえながら、これも予算の範囲で順次改修を図っているところでございます。

委員長 刈田敏君。

1 番 道路に関しては、令和3年度で、あと計画的には何か所ぐらい、河川については何か所ぐらいあるのか、もし数値の中で公表できるのであればそれをお聞きしたいと思いますし、これは災害があるかなしかに、災害というか、危険か危険でないかということによっては、道路、それから河川に関しては一括して同じ考え方で、優先順位はあるということですが、現時点での令和3年度の方で計画の数値、もし分かればお伝えください。

委員長 建設課長。

建設課長 令和3年度のですね。ちょっと今その計画が手元にありませんので、そちらはあした資料のほうを準備して、お答えしたいと思います。

それから、災害が発生しますと、もちろん一気に優先度は上がりますので、そういった突発的なアクシデントは、これは計画とはまた別の対応になるかと思っております。

委員長 刈田敏君。

1 番 予算的に規模大きいので、やっぱり災害との対比も出てくると思うのですけれども、考え方としては、今後ここやらなくてはならないとかということになるとすれば、どのような考えを持っていかれるのか、その辺お伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 災害対応ですけれども、まずは国庫補

助の災害、国庫補助の対象になる、認定になる災害、規模がある程度大きな規模になるわけですけれども、そういったものは財源的にも当然有利になりますので、そういったものは優先して災害対応することになります。問題は、その災害、国庫補助にまで満たない小さな災害につきましては、これは財源も単独、町費で対応しなければなりませんので、そういったことになるとまたちょっと優先度は下がってくるのかなということになります。あとは、その状況に応じて順次事業化を図りながら、予算獲得に向けて取り組んでいくということになるかと思えます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも3点ほどお願いいたします。

決算附属資料の211ページに、流雪溝の維持管理と運用ということが出ております。7つの流雪溝の設備があるということで、いろいろ費用、令和3年度ちょっと金額が大きくなってきているようなのですが、流雪溝に関しては、流雪溝はあるのだけれども、流雪溝にいわゆる雪を入れる人、人がいなくなってなかなか使えないというような話も聞くのですけれども、担当課として流雪溝を使うのがいいのか、それとも流雪溝分ももう使用せず払っていったほうがいいのか、その辺、人口減少の中で流雪溝の維持についてどのような考え方で対応しているのかということ。

あと、先ほどから災害についていろいろ話が出ております。令和2年7月にかなり大きな水害がありました。そのときには、大きな河川というよりも、いわゆる沢と言われるようなところがかなり氾濫して、農業施設のいろいろ被害を出したと思います。令和3年に対応した分もあるのかなと思うのですけれども、沢とかそういうところ、いわゆる土砂災害なんかある場合は、もちろん大雨が降ってということだとは思いますが、それ以前に土砂が堆積してしまって、これはもう水が出てくれば、当然あ

ふれてくるなというようなところもあると思います。それに関しては、地域での対応をしてほしいということになるのか、道路維持のように、ある程度水が出てくると、あの沢は危ないなという中で、あの沢はほとんど埋まってしまって、沢としての機能を果たしていないというところに関して、町としてある程度水が通せるぐらいにするという対応ができるのか、その辺についてお伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 初めに、流雪溝の維持についての考え方でございますが、流雪溝につきましては、ご案内のとおり、住宅がある程度密集しているような地区に流雪溝が整備されている現状でございます。そういう地域というのは、そういうところの道路の除雪というのはなかなか込み入ったところが多いものですから、流雪溝がないと、除雪だけに頼るといのはなかなか現実的ではないのかなという気がいたしております。ただ、流雪溝の維持には費用も伴うものですから、その考え方を問われているところだと思いますけれども、今のところはまずは流雪溝あるところは流雪溝の維持管理を適正に行いながら、併せて道路除雪も併用していくということで考えているものでございます。

それから、河川ですけれども、まず大前提は、一応町管理の河川ということになるかと思えます。その町管理ではない小さい堰とか、そういった小河川につきましては、これはまず基本的にはその地域で見守っていただくということが原則だろうと思えます。災害が、大雨が降ったりして、あふれそうな場所、建設課のほうでも把握はしておりますので、そういったところは日常点検をしておりますし、あとはちょっと大雨が降ったりした場合は、気になるところ何か所かありますので、そういったところは常にパトロールをして備えているところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 今ふだんパトロールをしているということだったのですけれども、基本的には地域ということになりますと、そのパトロールを行った際、その地域への情報提供とか、そういうことをつないで地域とのつながりという、そういうような管理をされているのかについてお伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 現状は、こちらのほうから積極的に地域にそういう情報提供は行ってはおりません。今後必要に応じて、そういったことも地域と連携を図りながら対応していく必要はあるかと思えます。逆に地域のほうからも町のほうに情報提供を適宜お寄せいただければありがたいなというふうに思っております。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思えますけれども、抜粋した資料の12ページの中に湯本湖岸公園管理業務委託料ありますけれども、確認の意味で質問させていただきますけれども、湖岸公園の範囲はどこまでを指しているのか、ちょっと。ということは、いろいろ湯本の場合だと川に下りていく道路なんかもあるわけがございますけれども、その範囲、どのぐらいまでの範囲を示しているのか。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

湯本湖岸公園の管理業務の範囲ということでございますが、まずあそこのトイレですね、トイレと、あとは直接管理をする物件とすれば擬木の柵です。今委員おっしゃられた下に下りていく階段のところは、この業務には含まれておりません。ということです。

委員長 柳沢安雄君。

3番 今の説明の中では、階段のほうに下りていくところは、建設課のほうでは関わりがないということなのですか。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

先ほど申し上げた階段の部分ですけれども、毎年湯田ダムさんのほうで点検をいたします。ダムの方から、国交省の方から何か指摘があれば、そこは町のほうで対応をいたしますが、日常の管理といいますか、そういったところは地域をお願いしているところでございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 大分前の話なのですけれども、建設課のほうから、階段の草取りから全部やっていただいた記憶があるのですけれども、それで最近自分たちが今一生懸命草刈りをしておりますけれども、その辺をもうちょっと早く、間を置かないで建設課のほうにお話しすればよかったと思いますけれども、間を空けてしまったので、誰がそこを草刈りするのか、ちょっと分からないままずっと来ているわけがございますけれども、ぜひ建設課のほうにもその辺をよろしくお願ひしたいと思えますけれども。

委員長 建設課長。

建設課長 建設課で管理しているちょうど初め、本来町道ですから、全て建設課といいますか、町のほうで維持管理をしていかなければならないところでしょうけれども、そこは適宜地域、受益者の方々に協力をお願いして、これまでもやってきたところでございますので、その点は何とぞご理解いただきたいなと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですのでお諮りをいたします。

これで建設課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで建設課への質疑をひとまず終了し、次の上下水道課の審査に移るため、2時まで休憩いたします。

午後 1時51分 休 憩

午後 2時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、上下水道課の審査を行います。

認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、上下水道課です。どうぞよろしくお願ひします。

まず、審査の前に、本日出席等をしている職員を委員の皆さんに紹介したいと思います。課長代理の北島克人です。代理については、上下水道の経営等の業務を主にやっております。それから、主任技士の藤原啓です。藤原については、上下水道のうち、下水道、農集排、合併浄化槽を主に担当してもらっております。それから、主査の北島友和です。北島については、料金徴収、窓口対応等を主にやっております。本日現場対応しておりますけれども、主任の佐々木翔平が水道の維持管理を行っているという状況になりますし、このほかに、水道施設の維持管理を行う会計年度任用職員を2人、それから窓口徴収事務を行う会計年度任用職員を1人雇用して、8人で事業を推進しているところです。

それでは、認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の内容について説明いたします。下水道事業特別会計は、特定環境保全下水道事業と合併処理浄化槽事業の二本立てとなっております。

初めに、下水道事業の概要ですが、附属資料215ページをお開きください。公共下水道については、沢内処理区と湯田処理区の2か所、それぞれに浄化センターを設置し、平成15年度に供用を開始し、処理区域内の汚水処理を行っております。設備の整備は既に完了しており、整備率は100%、水洗化率は84%となっております。

次に、浄化槽事業の概要ですが、附属資料

218ページをお開きください。浄化槽は、家庭からの汚水を処理するために、各家庭に設置する小規模な汚水処理設備です。浄化槽は、基本的におおの世帯で設置する設備ですが、町では自然環境の保全と快適な住環境を提供し、確保するため、町が事業主体となって浄化槽を設置する町設置型事業を推進しています。当該事業は、公共下水道、農業集落排水事業の処理区域外において浄化槽を町で設置し、使用者からは月々の使用料を納めてもらうという事業で、国庫補助金を充当しながら汚水処理を促進しています。水洗化率は74.8%となっております。

それでは、主な支出について説明いたします。決算書277ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、12節委託料で902万1,000円を支出しております。この事業は、国の要請により令和5年度中に下水道事業、農集排事業を公営企業に移行するための支援事業で、令和3年度を初年度として3か年で進めている事業です。

次ページをお開きください。1款2項1目公共下水道施設管理費、10節需用費の修繕料で1,505万8,670円を支出しております。なお、不用額122万1,350円を生じておりますが、これは機器類の故障など不測の事態に備えるために予算を確保しておりましたが、実際には執行しなかったことなどの理由により残が生じたものです。

12節委託料は、2つの浄化センターの管理委託料として4,559万5,000円を支出しております。そのほか、施設の電気工作物保安業務などの業務を委託し、施設の維持管理に努めたところです。

14節工事請負費は、新規の公共ます設置工事2基分で、92万2,570円を支出しております。

次に、1款2項2目合併処理浄化槽管理費についてですが、11節役務費の汚泥くみ取り手数料として637万3,400円、合併浄化槽は年1回の法定点検が義務づけられているわけですが、その検査手数料として110万4,000円を支出してお

ります。

12節委託料は、浄化槽への消毒薬の補充等の保守業務を委託しており、100万7,930円を支出しております。

次に、1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費、14節工事請負費は、令和3年度に新規に5基の合併浄化槽を設置し、1,408万円を支出しております。

2款1項公債費2億6,309万8,082円は、施設整備の拡充に充当した地方債等の元金と利子となります。

続いて、歳入の主な内容ですが、決算附属資料で説明します。決算附属資料217ページをお開きください。下水道使用料の現年度分5,256万6,371円の調定に対し、5,247万8,602円を収納し、徴収率は99.8%となりました。過年度分は34万6,460円の調定額に対して4万2,097円を収納し、収納率は12.2%となりました。

続いて、分担金ですが、下水道分担金は1件当たり25万円を徴収しておりますが、一括もしくは5年以内の分割での納付を認めているところです。本年は、65万円の調定額に対して全額を収納しています。不納欠損した使用料分担金はありませんでした。

続いて、浄化槽事業ですが、附属資料219ページをお開きください。大変申し訳ありませんが、このページで訂正が4か所ございます。①、町で管理する基数の表、上段のほうにあります。町が寄附採納を受けた浄化槽の基数ですが、正しくは令和3年度分が22基、よって合計が238基、令和2年度分も22基で、合計が233基となりますので、訂正させていただきたいと思えます。

次ページをお開きください。重ね重ね大変申し訳ありませんが、このページで訂正が2か所あります。(2)、浄化槽使用料の収納状況、(3)、浄化槽分担金の収納状況の表のうち、区分の参考欄で0という表記がありますが、令和2年度の写植ミスですので、訂正させていただきます。

あわせて、222ページをお開きいただきたいの

ですが、こちら農業集落排水事業の決算附属資料の内容になっているわけですが、ここでもちょっとミスがございまして、農業集落排水事業の(1)、農集排使用料の収納状況、(2)、農集排分担金の収納状況の表に関しても、同様に2か所訂正させていただきたいと思えます。参考欄のところで0という表記になっているわけですが、これの欄にそれぞれ令和2年度という数字が入ることになります。大変申し訳ありませんでした。

それでは、附属資料220ページにお戻りください。浄化槽使用料に関しては、設置した浄化槽の人槽に応じて徴収しておりますが、現年度分に関して1,319万7,195円の調定額に対して1,314万5,660円を収納し、徴収率は99.6%となりました。過年度分は3万3,660円の調定額に対し、全額を収納したところです。

続いて、分担金ですが、浄化槽分担金は標準事業費の10%を徴収しておりますが、本年は48万5,000円の調定額に対し、全額を収納しております。

使用料と分担金以外の歳入については、本事業に充てる経費として国県補助金、一般会計からの繰入金、繰越金等を充当しておりますが、例年計上しているものですので、説明については割愛をさせていただきます。

以上で令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の内容説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 1点ほど質問させていただきたいと思えます。

決算書の278ページの中段から下で、西和賀町下水道事業等地方公営企業会計移行支援業務委託料ということで、900万ほどかかったということですが、これは国からの公営企業会計への移行作業を進めるということで、令和

3年度が初年度ということで、3年間で移行作業を完了させるようではありますが、その3年間の初年度となる令和3年度ではどの程度というか、こういったことを移行に向けて移行作業を実施したのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 令和3年度につきましては、まずこの事業の大きな柱というのが、下水道事業における資産が幾らあるかという資産の調査に大分ウエートを置いているわけですけれども、令和3年度につきましては、いずれこういった資産があるかということで、工事台帳だとか、あるいは設計書だとか、そういうのを集中的に集めて、ただいま集計している段階ということで、内容的には、いわゆる3年間で100とした場合については25%くらいしか現在進んでいないというような状況です。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容について説明いたします。

初めに、農集排事業の概要ですが、附属資料の221ページをお開きください。本町の農集排

事業は、北川舟浄化センター1か所で、若畑地区と貝沢地区を処理区域として、平成15年度に供用を開始し、汚水処理をしております。設備の整備は既に完了しており、整備率は100%、水洗化率は79.4%となっております。

それでは、支出について説明いたします。決算書291ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金10万6,825円は、水道事業会計への支出となります。

1款2項1目施設管理費、12節委託料は、農集排設備の維持管理は24時間体制となることから、専門業者にこれを委託し、実施しております。なお、委託業務の内容は、浄化センターの維持管理はもとより、水質検査、マンホールの点検等も業務内容に含んでおり、294万8,000円を支出しました。このほか、施設の電気工作物保安業務などの業務を委託し、施設の維持管理に努めたところです。

2款1項公債費4,259万6,594円については、地方債の元金と利子の支払額となります。

続いて、歳入の主な内容ですが、決算附属資料で説明します。決算附属資料222ページをお開きください。使用料の現年度分に関しては、359万9,233円の調定額に対し357万5,451円を収納し、徴収率は99.3%となりました。

続いて、分担金の収納状況ですが、令和3年度中に公共ますを1基設置しておりますが、完成が年度末と重なり、告示の関係から賦課できず、令和4年度会計で徴収することとしております。

使用料と分担金以外の歳入については、本事業に充てる経費として一般会計からの繰入金、繰越金等を充当しておりますが、例年計上しているものですので、説明については割愛させていただきます。

以上で令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の内容について説明いたします。

初めに、決算書1ページをお開きください。収益的収入及び支出については、支出決算額が収入決算額を上回るという事態が生じておりますが、このことについて若干補足説明をしておきます。これは、地方公営企業法施行令第18条第1項第5号において認められている予算執行に関する規定に基づく処理方法で、支出において固定資産の減価償却が大きいことに起因するものですが、現金支出を伴っておりませんので、このような会計処理をしているということです。

次ページをお開きください。あわせて、資本的収入及び支出について、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、消費税資本的収支調整額過年度分などで補填し、調整しておりますので、申し添えます。

次に、決算書に附属する事業報告書9ページをお開きください。①、経営の状況に関してですが、昨年に引き続き赤字となり、5,138万8,686円の純損失を計上しております。

②、工事の状況に関してですが、令和2年度からの繰越し事業のほか、中部第一浄水場の急速ろ過機ろ過材交換等を行ったところです。

11ページをお開きください。(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項について、給水停止に関する規定、使用水量の認定規定、これは簡単に言えば漏水があった場合の対応方針を定めたものですが、2つの規定を新規に規定したほか、会計規程の一部を改正したところです。

12ページをお開きください。令和3年度に施行した主な工事を掲載しております。

13ページを御覧ください。次に、業務関係ですが、3月末現在、5,088人、2,215戸に給水を行っております。

その次になりますけれども、水質検査は、法で定められた検査を岩手中部水道企業団に委託し、これを実施しており、いずれも異常は検出されておられません。

メーター交換は、計量法により8年ごとに交換することが定められており、358戸を交換したところです。

漏水の小修繕については、33か所を修繕し、652万4,624円を支出したところです。

15ページから16ページには、1件50万円以上の工事、修繕、賃借、業務委託について掲載しております。

次に、別冊の決算附属資料2ページをお開きください。別冊で、このような形で水道事業の附属資料が配付されていると思いますけれども、こちらで説明をしていきます。令和3年度西和賀町水道事業の決算附属資料ですが、4、使用者等の状況ですが、現在の利用者数は2,339件で、昨年度比マイナス39件となりました。

4ページをお開きください。(4)、不納欠損、(5)、債権放棄はいずれもありませんでした。

7、給水停止の状況は表のとおりとなります。

次ページを御覧ください。未収金の額ですが、年度末で529万3,025円となっております。巻末には、水道事業の経営の健全性・効率性の指標を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和3年度西和賀町水道事業会計決算の内容説明を終わります。どうぞよろしく願います。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から、1点質問させていただきたいと思えます。

決算書の13ページになりますが、漏水小修繕ということで、旧湯田町で12件、12か所といいますか、漏水修繕があったということですが、この12か所については、旧湯田地区については統合簡易水道事業等で新しく本管等布設をされたところもあるわけですが、それ以外の場所というか、箇所での漏水だったのか、その点についてお知らせいただければと思えます。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 これは、委員ご指摘のとおりでございます。基本的には湯田のほうでは配水管等新しくなっているわけですが、一部にはまだ更新していない管のほか、それから配水管から各家庭につながるための給水管という細い管もあるわけですが、そこが劣化して漏水したという事例もありますが、いずれも古い管がそのような状況になったということでございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで上下水道課への質疑をひとまず終了します。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前9時30分より総括質疑を予定しています。初日に申し上げましたとおり、総括質疑にあつては会計課及び複数の款に係る質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑となっておりますので、よろしく願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 2時31分 散 会